

【案】

宮崎県過疎地域持続的発展方針

(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 7 年 月

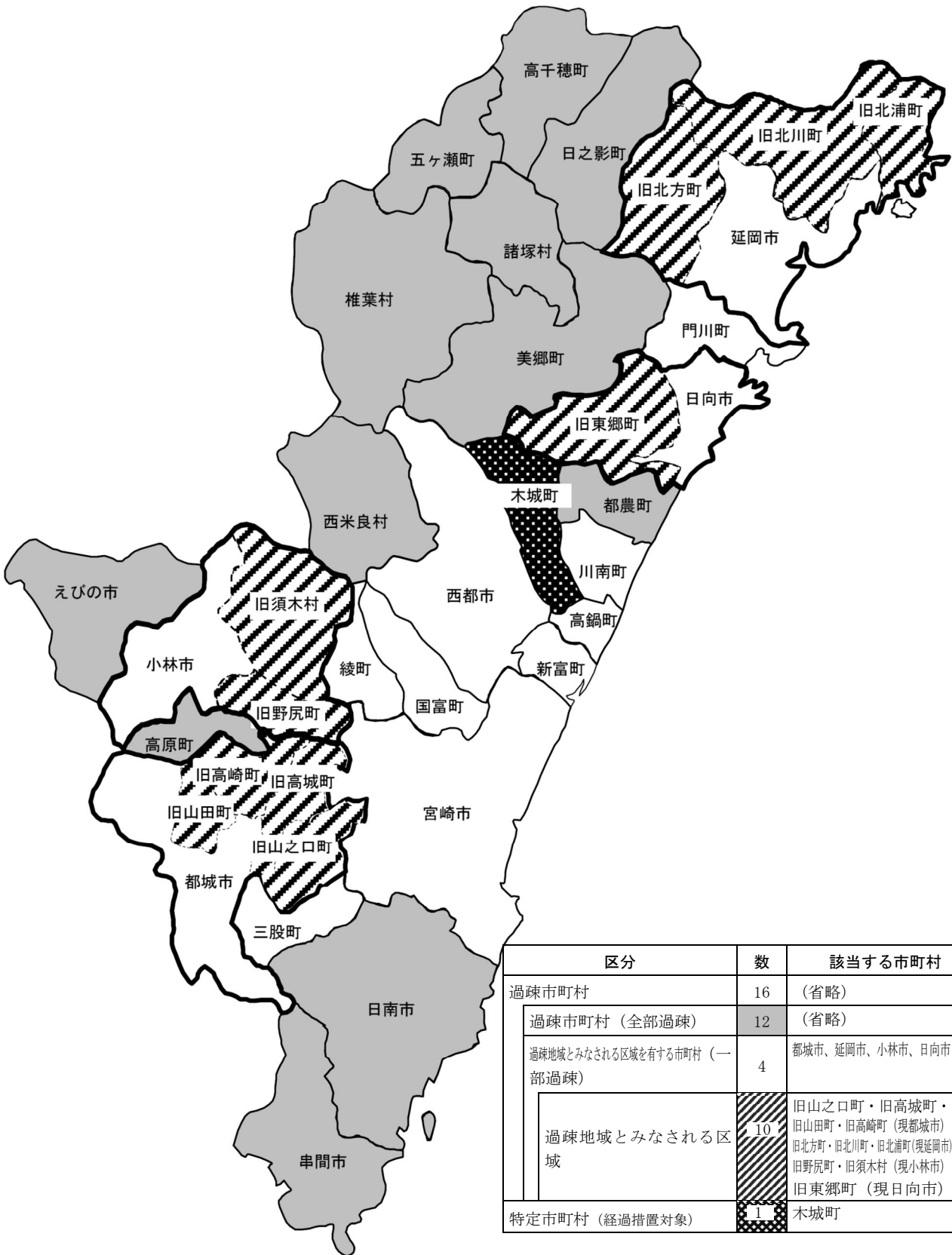
宮 崎 県

目 次

はじめに.....	1
第1 基本的な事項.....	1
1 過疎地域の現状と問題点.....	1
(1) 概況.....	1
(2) 人口.....	2
(3) 過疎対策の実績.....	4
(4) 市町村の財政状況.....	5
(5) 移住・定住・地域間交流、人材育成・確保.....	5
(6) 産 業.....	6
(7) 地域における情報化.....	15
(8) 交通施設、交通手段.....	15
(9) 生活環境.....	19
(10) 子育て環境、高齢者等の保健及び福祉.....	21
(11) 医療.....	23
(12) 教育.....	24
(13) 集落.....	25
(14) 地域文化等.....	25
(15) 再生可能エネルギーの利用.....	26
2 過疎地域持続的発展の基本的な方向.....	27
(1) 過疎地域持続的発展の基本的考え方.....	27
(2) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連.....	31
第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保.....	35
(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保の方針.....	35
(2) 移住・定住の促進.....	35
(3) 地域間交流の促進.....	35
(4) 人材育成及び人材確保.....	35
第3 産業の振興.....	36
(1) 産業振興の方針.....	36
(2) 農林水産業の振興.....	36
(3) 地場産業の振興.....	40
(4) 企業の立地対策.....	40
(5) 起業の促進.....	41
(6) 商業の振興.....	41
(7) 観光交流の推進.....	41
第4 地域における情報化.....	43
(1) 地域における情報化の方針.....	43
(2) 情報通信基盤の整備.....	43
(3) 情報化の推進.....	43
第5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進.....	44
(1) 交通施設の整備、交通手段確保の促進の方針.....	44

(2) 国道、県道及び市町村道の整備.....	44
(3) 農道及び林道の整備.....	44
(4) 交通手段確保のための対策.....	44
第6 生活環境の整備.....	46
(1) 生活環境の整備方針.....	46
(2) 水道、下水処理施設等の整備.....	46
(3) 公営住宅等の整備.....	46
(4) 消防・救急施設の整備.....	47
(5) 防災・減災対策等の推進.....	47
第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	48
(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針.....	48
(2) 子育て環境の確保を図るための対策.....	48
(3) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策.....	49
第8 医療の確保.....	51
(1) 医療の確保の方針.....	51
(2) 医師の養成・確保.....	51
(3) 医療の効率的・効果的な提供.....	51
第9 教育の振興.....	52
(1) 教育振興の方針.....	52
(2) 公立小・中学校等教育施設の整備.....	52
(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備.....	52
第10 集落の整備.....	54
(1) 集落整備の方針.....	54
(2) 集落の維持・活性化.....	54
第11 地域文化の振興等.....	55
(1) 地域文化の振興等の方針.....	55
(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備.....	55
第12 再生可能エネルギーの利用の推進.....	56
(1) 再生可能エネルギー利用推進の方針.....	56
(2) 再生可能エネルギー利用推進のための対策.....	56

宮崎県過疎関係地域（令和7年4月1日現在）



はじめに

この宮崎県過疎地域持続的発展方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第7条の規定に基づいて定めるものであり、令和8年度から令和12年度までの5年間における本県の過疎地域（「特定市町村」※）を含む。）の持続的発展に資する対策の大綱を示すとともに、市町村が過疎地域持続的発展計画を定める際の指針となるものである。

※ 特定市町村：いわゆる過疎「卒業団体」で経過措置の対象となる地方公共団体。

第1 基本的な事項

1 過疎地域の現状と問題点

(1) 概況

本県の過疎地域は、過疎法に基づき、県内26市町村の約6割である16市町村（過疎地域とみなされる区域を有する市町村を含む。）が公示されている。また、過疎法に基づく、特定市町村として木城町の1町が公示されている。

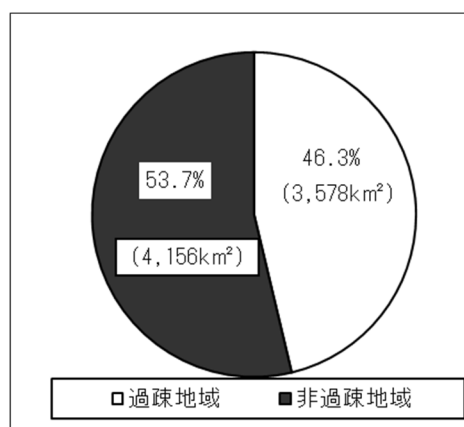
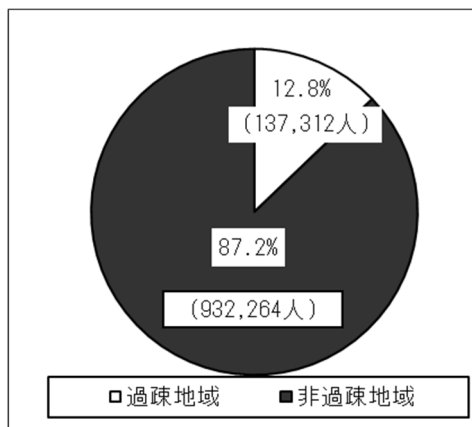
令和2年の国勢調査による本県の過疎地域の人口は137,312人（※）で、本県人口1,069,576人の約12.8%を占め、また、面積については、3,578km²で県土面積7,734km²の約46.3%を占めるなど本県において大きな比重を占めており、過疎地域の持続的発展は県政の最重要課題の一つである。

過疎地域の活性化対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、国、県、市町村が一体となって、交通通信体系の整備、生活環境の整備、産業の振興等、総合的かつ計画的な対策を講じ、令和5年度までに約3兆4,376億円の投資を行ってきたところである。

この結果、道路をはじめとする各種公共施設の整備水準の向上に相当の成果を上げたものの、非過疎地域と比較すると依然として格差がある。

※ 本文中及び図表に記載されている過疎地域に関する指標は、特に断り書きがない場合、市町村全域が過疎地域及び特定市町村に指定されている13市町村の数値（過疎法第3条第1項等の規定による過疎地域とみなされる区域、いわゆる「一部過疎」を除いた数値。）を掲載する。

図1 過疎地域の人口、面積



（国勢調査、農林業センサス）

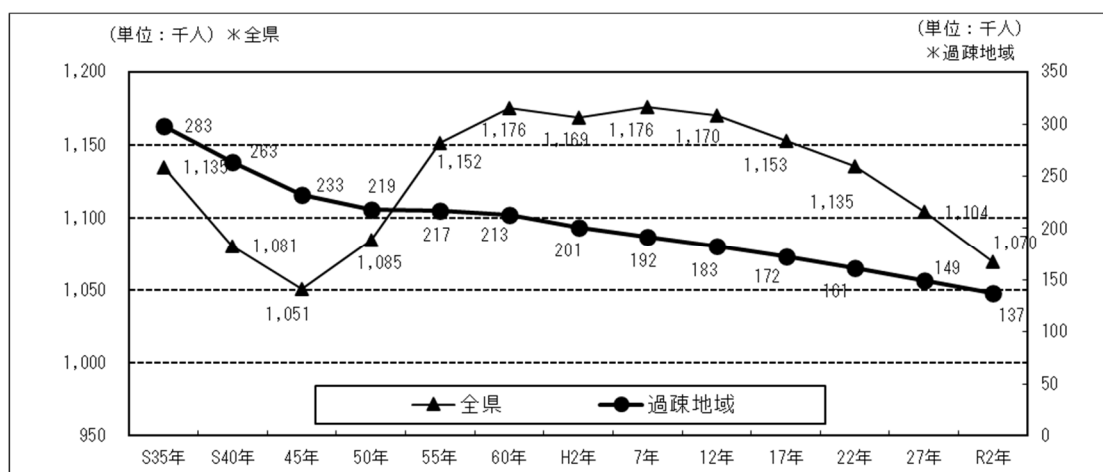
(2) 人口

① 人口の推移

本県の人口は、昭和 45 年を底に増加傾向にあったが、平成 12 年以降の人口増減率は $-0.5\sim-3.1\%$ と減少傾向が続いている。

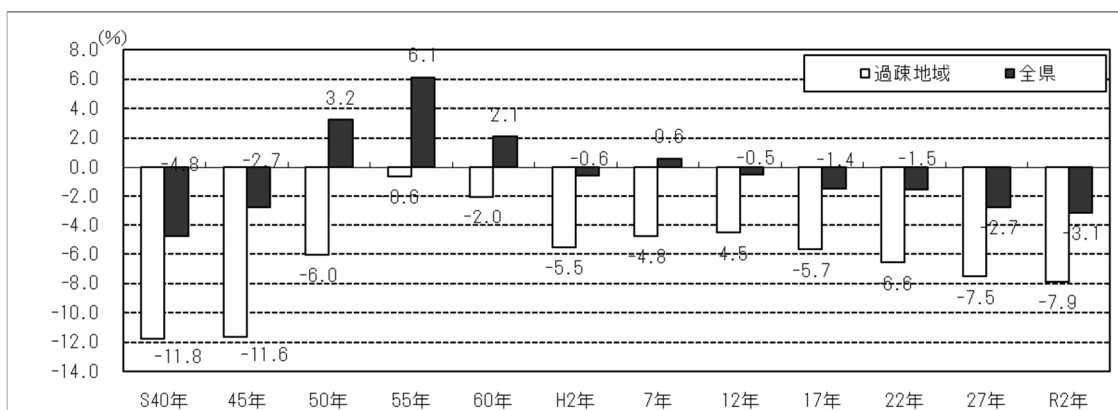
一方、過疎地域の人口は、昭和 35 年以降減少を続けている。昭和 30～40 年代における -11% という急激な人口減少は、昭和 50 年代には $-6.0\sim-0.6\%$ 台と一旦鈍化したが、平成 2 年以降は -4% 以上の減少率が続いており、平成 12 以降は減少率が大きくなる傾向にある。

図 2 人口の推移



(国勢調査)

図 3 人口増減率の推移



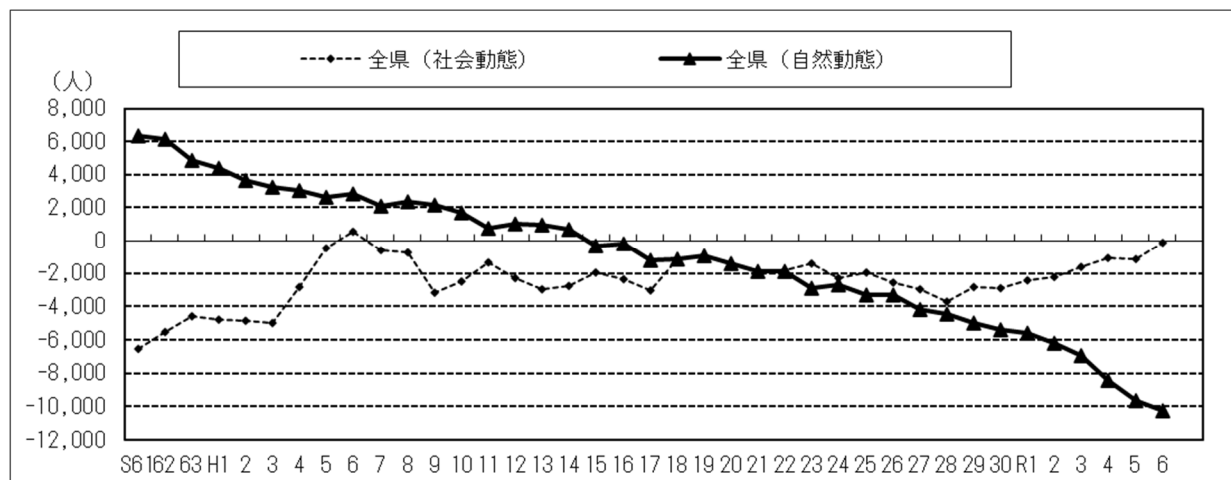
(国勢調査)

② 人口動態の推移

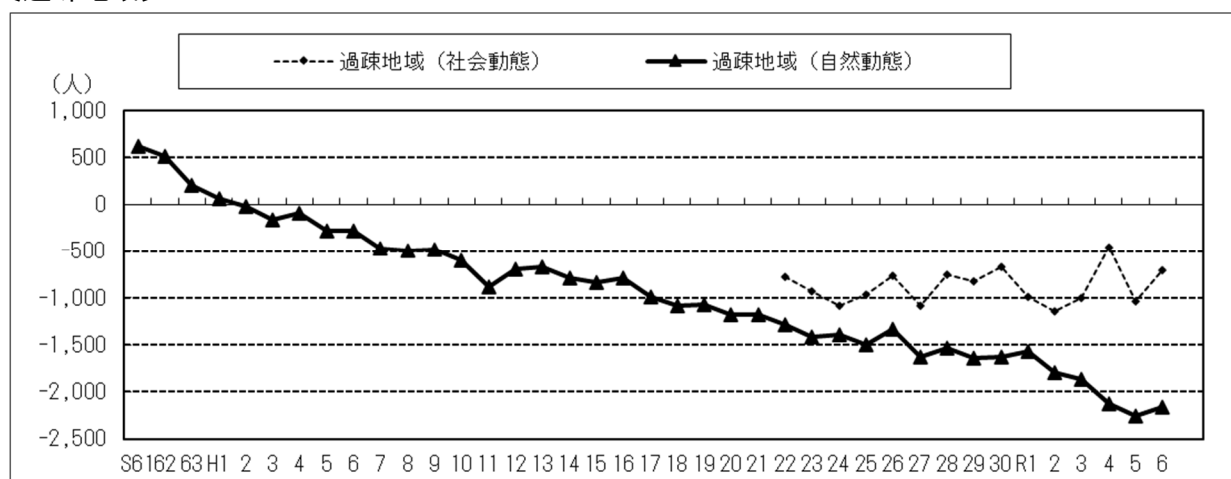
人口動態を見ると、社会動態については、平成 6 年を除き全県で減少が続いているが、平成 29 年以降、減少幅は縮小傾向にある。過疎地域においては増減の大小はあるものの、減少が続いている。

自然動態については、出生数の低下により全県で減少傾向にあり、全県では平成 15 年から、過疎地域においては、平成 2 年から自然減に転じている。

図4 人口動態の推移
〔全県〕



〔過疎地域〕



※ 過疎地域の社会動態は、市町村合併による影響がない平成22年以降を掲載。

（宮崎県の推計人口と世帯数（年報））

③ 年齢構成の推移

本県の高齢者比率は、令和2年で32.7%となっており、全国（28.6%）よりさらに早いペースで高齢化が進行している。特に過疎地域においては41.2%となっており、全県よりさらに早いペースで高齢化が進行している。

過疎地域における若年者比率は、令和2年では8.8%と、全県の12.0%と比べ約3ポイント低くなっている。また、若年者人口を平成22年と比較した場合、全県では20.9%の減少であるのに対し、過疎地域では33.2%の減少となっている。

さらに、5歳階級別年齢構成で全県と比較すると、過疎地域では0～20歳代の割合が低く、60歳以上の割合が高くなっている。

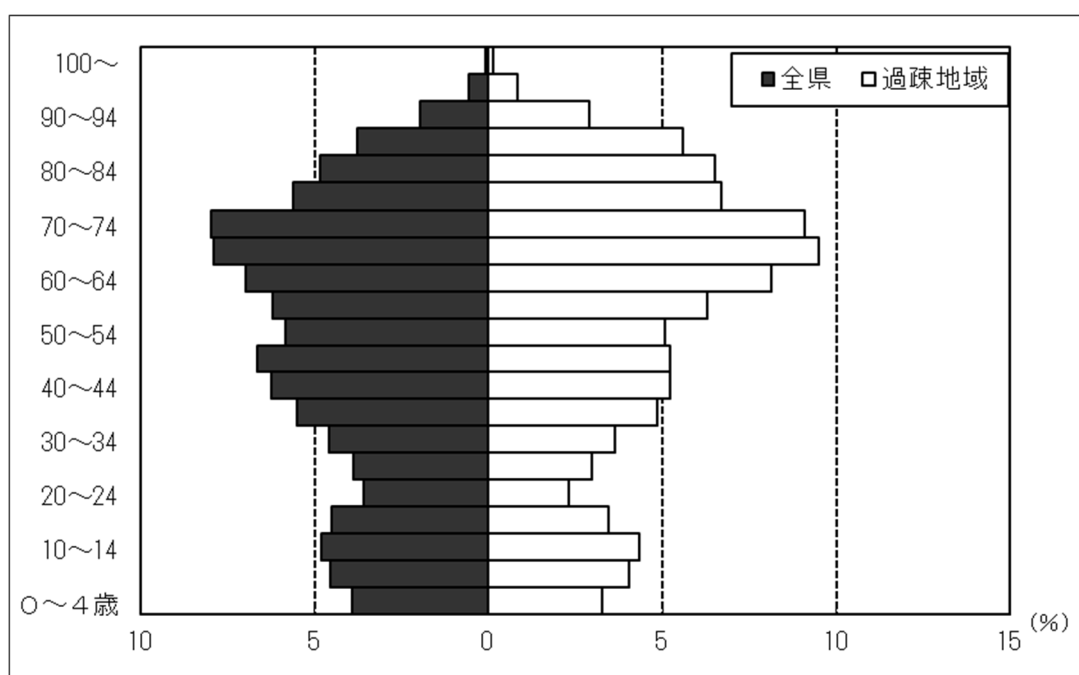
表 1 年齢構成の推移

(単位：人、%)

区 分		平成 22 年人口		平成 27 年人口		令和 2 年人口		増減率
		人口	割合	人口	割合	人口	割合	R2／H22
過疎	若年者	17, 949	11. 1	14, 363	9. 7	11, 985	8. 8	△ 33. 2
	高齢者	54, 107	33. 6	55, 264	37. 3	56, 444	41. 2	4. 3
	総人口	161, 138	—	149, 033	—	137, 312	—	△ 14. 8
全県	若年者	159, 137	14. 1	140, 369	12. 8	125, 929	12. 0	△ 20. 9
	高齢者	291, 301	25. 8	322, 975	29. 5	344, 543	32. 7	18. 3
	総人口	1, 135, 233	—	1, 104, 069	—	1, 069, 576	—	△ 5. 8

(注) 若年者：15 歳～29 歳、高齢者：65 歳以上、割合は分母から不詳を除いて算出 (国勢調査)

図 5 5 歳階級別年齢構成 (令和 2 年)



(国勢調査)

(3) 過疎対策の実績

昭和 45 年度から令和元年度まで (50 年間) の過疎地域に対する総投資額は、県、市町村合わせて、約 3 兆 4,376 億円で、道路交通網、生活環境、産業基盤等の整備に努めてきた。

また、過疎地域においては、人口減少に伴う地域社会の維持存続への強い危機感等から、個性的な地域づくりが積極的に進められており、中には優良先進的事例として、全国的に注目を集めた市町村もある。さらに、住民が主体的に地域づくりに取り組み、地域活力を維持あるいは取り戻す例もある。

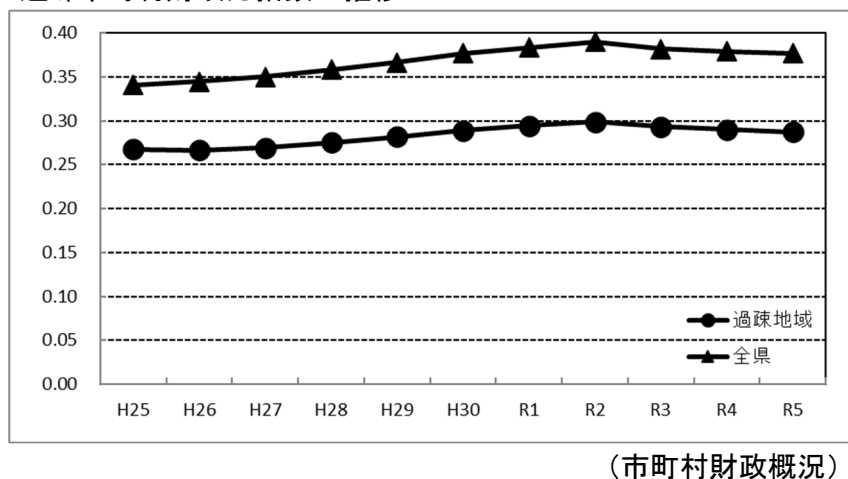
今後はさらに、過疎地域が有する豊かな自然や固有の文化など、その地域ならではの資源を活かして、地域の持続的発展につながる都市との交流拡大へ向けた取組を進める必要がある。

(4) 市町村の財政状況

過疎地域市町村（全部過疎）の財政力指数（※）（令和3年度から令和5年度まで3ヶ年の平均。）は、0.29であり、過疎地域自立促進特別措置法が制定された平成12年度の0.19より上昇しているものの、全県平均の0.38と比べ依然として低く、財政基盤が脆弱な状態が続いている。

※ 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指標。1に近いほど（あるいは1を超えるほど）財源に余裕があることを意味する。

図6 過疎市町村財政力指数の推移



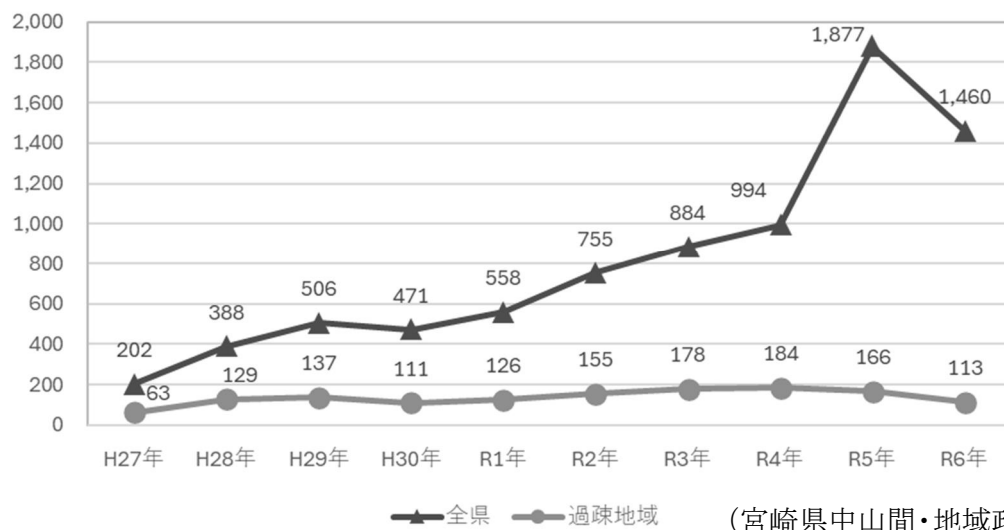
(5) 移住・定住・地域間交流、人材育成・確保

① 移住・定住

本格的な人口減少社会を迎える中、県及び市町村において県外からの移住・定住を促進する取り組みが行われており、県及び市町村が移住施策により把握した移住世帯数は、全県では増加傾向にある一方、過疎市町村（全部過疎）においては、平成28年度以降は微増となっている。

図7 県及び市町村が移住施策により把握した移住世帯数

(単位：世帯)



② 地域間交流

過疎地域が有する豊かな自然や伝統文化などを再評価する動きが高まっている中で、従来の姉妹・友好都市間との交流、国際交流に加えて、都市との交流が年々活発になってきており、グリーン・ツーリズムの実践や都市住民に働き手になってもらいながら地域との交流を目指す「ワーキングホリデー制度」など、都市住民との継続的な交流を図る様々な取組がなされている。また、都市住民に対して、本県の住み良さや魅力をPRすることで、移住等の促進も図っている。

なお、都市との交流のほか、県境にある市町村同士の県際間交流の取組も進んでいる。

このような地域間交流は、相互の理解を深めるとともに、過疎地域に活力をもたらすものであるため、今後も開かれた地域社会の形成を図りながら、個性ある地域づくりを促進し、地域間の交流をさらに活発化させる必要がある。

③ 人材育成及び人材確保

本県の過疎地域では、急速な人口減少・少子高齢化の進行により、産業、医療、福祉、集落活動など、様々な分野でこれまで地域を支えてきた世代が少なくなり、担い手不足による地域活力の低下が懸念される状況にある。

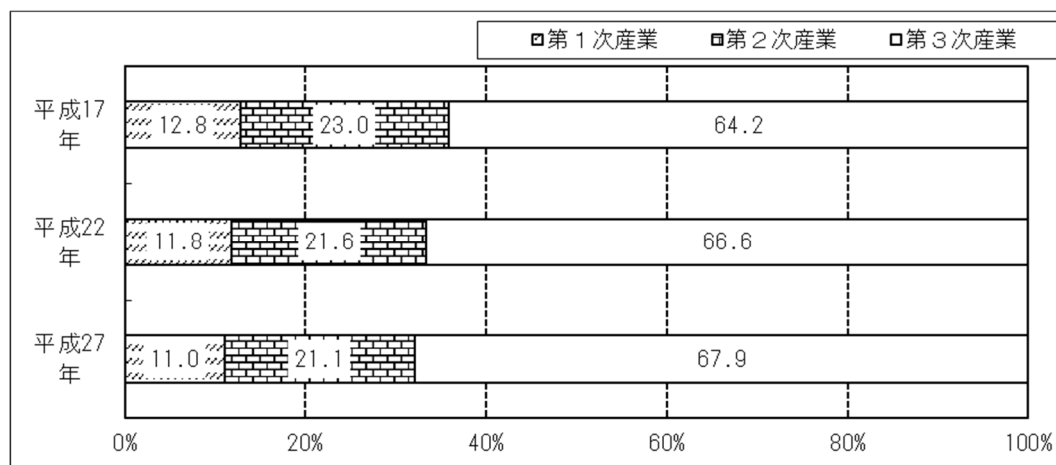
このため、人口減少下においても、過疎地域に将来にわたって安心して住み続けられるよう、くらし、産業、集落活動などを守り、次の世代に引き継いでいくため、人材育成及び人材確保の取組を推進する必要がある。

(6) 産 業

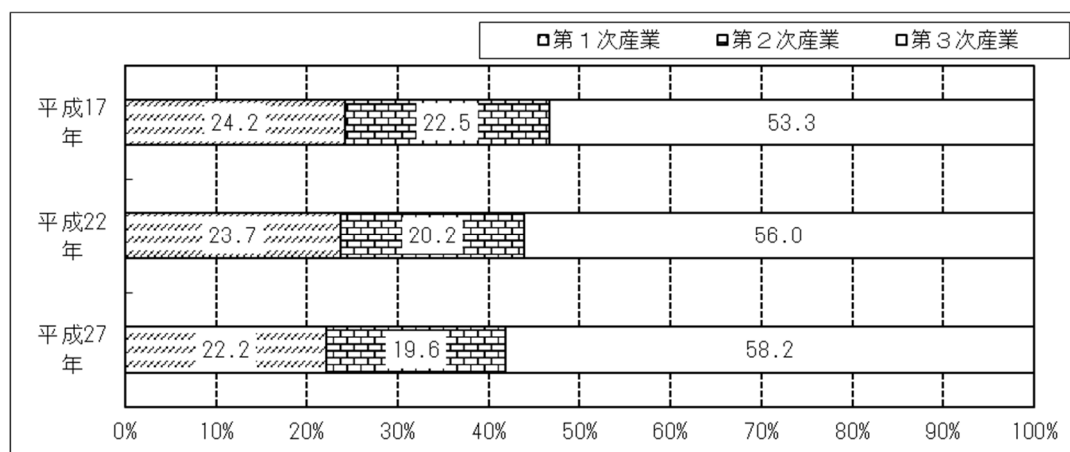
① 就業人口

過疎地域における就業人口の産業別構成比をみると、第1次産業の割合は、年々低下してきているものの、全県と比べるとその構成比は高く、過疎地域における基幹産業としての役割は大きいものがある。

図8 就業人口及び産業別構成比の推移
〔全県〕



〔過疎地域〕



(国勢調査)

② 市町村内総生産及び市町村民所得

県全体の市町村内総生産は、減少傾向にあるが、市町村内総生産の平成29年度から令和3年度の減少率は、県全体の2.5%減に対し、過疎地域では4.2%減となっている。

表2 市町村内総生産

(単位：億円、%)

区分			市町村内総生産	第一次産業				第二次産業			第三次産業			
				農業	林業	水産業		製造業	建設業		卸・小売	宿泊・飲食サービス業	情報通信業	
実数 (億円)	平29	過疎地域	4,377	526	343	84	100	932	511	418	2,891	327	108	95
		全県	38,004	1,876	1,479	165	233	8,730	6,468	2,243	27,164	4,374	1,082	1,160
	令3	過疎地域	4,193	490	315	95	80	992	496	492	2,681	290	46	86
		全県	37,065	1,749	1,342	197	211	9,273	6,415	2,835	25,779	4,157	540	1,100
構成比 (%)	平29	過疎地域	100.0	12.0	7.8	1.9	2.3	21.3	11.7	9.5	66.0	7.5	2.5	2.2
		全県	100.0	4.9	3.9	0.4	0.6	23.0	17.0	5.9	71.5	11.5	2.8	3.1
	令3	過疎地域	100.0	11.7	7.5	2.3	1.9	23.7	11.8	11.7	63.9	6.9	1.1	2.0
		全県	100.0	4.7	3.6	0.5	0.6	25.0	17.3	7.6	69.5	11.2	1.5	3.0
(増減 (%))	平29	過疎地域	△ 4.2	△ 6.8	△ 7.9	12.8	△ 19.7	6.5	△ 3.0	17.8	△ 7.3	△ 11.3	△ 57.7	△ 9.8
	/令3	全県	△ 2.5	△ 6.8	△ 9.2	19.5	△ 9.6	6.2	△ 0.8	26.4	△ 5.1	△ 5.0	△ 50.1	△ 5.2

(市町村民経済計算)

③ 農林水産業

ア 農業

農業は本県の基幹産業であり、特に過疎地域においては、地域経済を支える主要な産業となっており、その営みが行われている農村は、地域の魅力や価値の発信、自然環境の保全、美しい景観の形成など多面的機能の維持に重要な役割を担っている。

過疎地域における農業産出額は、県全体の約21%で、品目別にみると畜産が64.8%を占めているほか、耕種部門では、野菜(13.6%)、果実(8.7%)の割合が高くなっている。

一方で、農家の減少や後継者不足、担い手の高齢化が進んだこと等により、農村の集落機能は低下し、耕作放棄地の発生や農地の荒廃、野生鳥獣被害の拡大などが問題となっている。今後は、これまで以上に、農村での人口減少が加速することが想定され、農業生産力の低下や農村の維持・存続が懸念される。

このような中、過疎地域の農業を振興するには、U I J ターン者等の就農希望者に対する切れ目ない伴走支援による担い手の確保を図るとともに、技術の承継や農作業受託組織の育成等を支援し、担い手の育成に努めていく必要がある。また、収益性の高い品目への重点化や多様な事業者との協働による6次産業化の取組を強化するなど、地域特性を生かした所得向上を図る取組を進めながら、減少する労働力を確保するため、他産業や半農半X（※）等の潜在的な労働力を活用するなど、多様な産業と連携し、地域に適する雇用の創出を進める必要がある。

さらに、地域の保全活動や鳥獣害対策等の取組を進め、農村の集落機能を強化するとともに、地域の持つ美しい景観などの魅力の発信や多様なニーズに対応した農泊等のグリーン・ツーリズムの推進等を図ることで、関係人口を創出し、次世代に引き継ぐ魅力あふれる農村づくりを進めていく必要がある。

※ 半農半X：農業とやりたい仕事等を両立させる生き方

表 3 総農家数

(単位：戸、%)

区分	平成22年 農家数	平成27年 農家数	令和2年 農家数	増減率 (R2/H22)
過疎地域	14,004	12,081	9,609	△31.4
対全県比	30.6	31.4	31.1	—
全 県	45,804	38,428	30,940	△32.5

(農林業センサス)

表 4 基幹的農業従事者数の推移

(単位：人、%)

区分	平成22年	平成27年	令和2年	増加率 (R2/H22)
過疎地域	14,309	12,644	9,598	△32.9
対全県比	29	30	30	—
全 県	49,198	41,682	31,570	△35.8

(農林業センサス)

表 5 農業産出額

(単位：千万円、%)

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
過疎地域	7,498	7,577	7,794
対全県比	21.9	22.0	21.3
全県(※)	34,243	34,458	36,569

令和 5 年内訳

(単位：千万円、%)

区 分	米	いも類	野 菜	果 実	花 き	畜 産	その他	合 計
過疎地域	439	158	1,060	680	113	5,048	296	7,794
合計額に占める割合	5.6	2.0	13.6	8.7	1.4	64.8	3.8	—
全県(※)	1,460	680	7,004	1,475	487	24,523	940	36,569

(市町村別農業産出額)

※ 市町村別農業産出額の合計値のため、生産農業所得統計の県農業産出額と異なる。

表 6 野生鳥獣による農作物被害の状況（全県）

(単位：千円)

作 物	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
水 稲	74,802	79,251	73,310
野 菜	48,453	39,598	40,949
果 樹	124,633	133,115	110,626
い も 類	20,091	24,218	20,175
飼 料 作 物	18,755	24,456	26,391
そ の 他	4,118	2,514	2,801
合 計	290,852	303,152	274,252

(市町村調べ)

イ 林業

本県は全国有数の国産材供給基地であり、中でも過疎地域は林野率が85.0%(全県75.7%)と高く、森林蓄積(※)も県全体の50.7%を占めるなど、本県林業において重要な役割を担っている。

しかしながら、戦後の拡大造林により造成された人工林が成熟し利用が進む一方で林業採算性の悪化や森林所有者の経営意欲の低下、担い手の減少など様々な要因による再造林率の低迷、人口減少等に伴う新設住宅着工数の減少による木材需要の先細りの懸念など、林業・木材産業は依然として厳しい環境にある。また、干しいたけなどの特用林産物についても食生活の変化による消費量の減少や生産者の高齢化が進むなど、依然として厳しい状況にある。

このため、再造林の推進はもとより、生産・加工・流通体制の整備や木質バイオマスの利活用、非住宅分野等における新たな木材利用、製材品の輸出促進等の木材需要の拡大や開拓を図るとともに、特用林産物については、国内・海外への販路拡大、経営管理道等の生産基盤整備、省力化・効率化を図るための人工ほだ

場、乾燥機等の施設整備を促進し、生産コストの削減や品質向上により生産者の所得向上を図る必要がある。

また、林業担い手を育成・確保するため、就労環境の改善や林業労働安全衛生の確保、経営感覚に優れた林業事業体の育成等が必要である。

さらに、森林の適切な整備・保全の推進は、森林の持つ木材生産をはじめ、水源のかん養、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化の緩和など多面的機能の持続的発揮と、山村地域の雇用の場の確保を図る上で極めて重要である。

このため、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を進めるとともに、適正な森林の管理や計画的な森林の伐採と伐採跡地の再造林による森林の若返りを進め、持続的な森林経営を推進する必要がある。また、所有者自身で管理することが難しい森林については、公的関与による森林整備を推進していく必要がある。

なお、近年、シカやイノシシ等野生鳥獣による人工林への被害が年々増加しており、捕獲や防護柵の設置等これまでの対策に加え、より効果的な被害対策を早急に講じる必要がある。

※ 森林蓄積：森林計画対象の森林における立木の材積のこと

表 7 林業主要指標（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（単位：ha、m³、％）

区 分	総面積(a)	林野面積(b)	森林蓄積	林野率(b)/(a)
過疎地域	347,683	295,401	97,526,670	85.0
対全県比	45.0	50.5	50.7	－
全 県	773,417	585,468	192,433,330	75.7

※ 総面積は令和 6 年 7 月 1 日現在

（地域森林計画書）

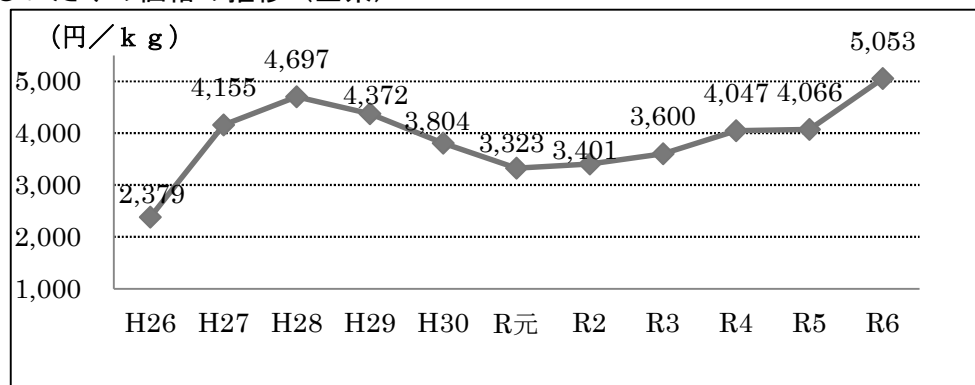
表 8 林業就業者の推移

（単位：人、％）

区 分	平成27年	令和 2 年	増減率
過疎地域	1,025	1,101	7.4
対全県比	46.1	45.5	－
全 県	2,222	2,420	8.9

（国勢調査）

図 9 乾しいたけの価格の推移（全県）



（宮崎県経済連椎茸流通センター入札取扱値）

表 9 野生鳥獣による人工林の被害状況

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
スギ	73,412	51,894	56,306
ヒノキ	2,007	223	0
クヌギ	276	393	963
その他	981	1,521	0
合 計	76,676	54,031	57,269

（宮崎県調べ）

表 10 野生鳥獣による特用林産物の被害状況

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
し い た け	10,566	7,619	4,230
た け の こ	4,361	7,725	3,803
し き み	549	324	67
合 計	15,476	15,668	8,100

（市町村調べ）

ウ 水産業

本県の海面漁業地域では、日南市・串間市・延岡市（旧北浦町）の 3 市と都農町が過疎地域の指定を受けているが、日南市は、生産量が平成 6 年以降連続日本一を誇る近海かつお一本釣り漁業の基地であるほか、まぐろ延縄漁業が盛んである。また、串間市・延岡市（旧北浦町）は養殖に適した地形的な好条件のもと、養殖業が盛んに行われ、さらに、延岡市（旧北浦町）では、アジ、サバ、イワシ等を漁獲するまき網漁業が盛んであることから、水産業における重要な地域である。また、内水面地域においても豊富な地下水と湧水及び温暖な気候を生かしたヤマメ、マス類等の養殖業が営まれている。

しかしながら、漁業就業者の減少に加えて、近年の燃油や養殖飼料の高騰等により漁業の経営は厳しい状況にあり、経営状態は一層深刻化している。

このため、漁業経営においては、厳しい環境下においても経営が維持できる高

収益型漁業への転換が求められている。

また、漁業担い手の確保育成については、多様な人材確保と労働環境整備を進めることが重要である。

さらに、漁港施設の有効活用による海業推進など、力強い漁協を核としたにぎわいのある漁村づくりを図ることも必要である。

表 11 海面養殖業生産量(令和 6 年)

区分	生産量(t)
過疎地域	7,830
対全県比	60.9%
全 県	12,860

(県漁連漁業生産統計)

表 12 漁業就業者数 (単位：人、%)

区分	平成 25 年	令和 5 年	増減率
過疎地域	961	746	△25.4%
対全県比	35.9%	37.4%	—
全 県	2,677	1,996	△22.4%

(漁業センサス)

④ 地場産業

地場産業は、地域資源を十分に活かしながら、地域住民の所得の増加と雇用機会の増大を図るという観点からも、過疎地域における重要な産業である。

このような中、一部の地域においては、地域の産物を使った特産品を開発し販路を拡大するなどの成功事例はあるものの、大半が経営規模の零細性、資金力や販売力・消費者ニーズに対する情報収集力の弱さなどから、依然として地域の主要産業として成長していない状況にある。

このため、それぞれの地域の歴史、風土、文化等に根ざした地場産業の育成を目的に、地域の農林漁業者と中小企業者が連携して新商品・新サービスの開発等を行う農商工連携や、農林漁業者自身による加工品開発などの 6 次産業化の取組を促進するなど、消費者ニーズや高度情報化社会に対応した「売れる商品」づくりに十分な戦略性を持って取り組んでいく必要がある。

⑤ 企業立地

本県の過疎地域は、大半が山間部に位置し、空港や高速自動車道等へのアクセスにも恵まれていない地域が多く、企業の立地条件としては厳しい状況にある。

令和 5 年の過疎地域における事業所数は、食料品、木材等の業種を中心に 215 事業所(従業者 4 人以上)となっているが、その推移をみると、平成 26 年の 263 事業所から 48 事業所減少している。なお、令和 5 年の過疎地域における従業者数は、5,867 人となっており、平成 26 年から 1,795 人減少している。

今後、過疎地域においては、若者の流出による人口減少や少子・高齢化の更なる進行が懸念される中で、若者等の定住を図り、過疎地域が持続的に発展するためには、地元の資源を有効に活用する製造業の立地など、地域特性を活かす企業立地を

推進する必要がある。

また、既に立地している企業からの意見や要望などに対するフォローアップ活動や、工場増設等の際には財政的な支援を行うなど、既存の雇用の場の維持拡充についても積極的に取り組んでいく必要がある。

表 13 事業所数等の推移

区 分	事業所数（箇所）※			従業者数（人）		
	平成26年	令和元年	令和5年	平成26年	令和元年	令和5年
過疎地域	263	248	215	7,662	7,982	5,867
対全県比	17.4%	17.8%	16.6%	14.0%	14.2%	10.8%
全 県	1,508	1,396	1,294	54,905	56,230	54,502

※ 対象は日本標準産業分類に掲げる「大分類 E-製造業」に属する事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く。）のうち、同分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所。

（経済構造実態調査製造業事業所調査）

⑥ 起業

本県における起業の現状を見ると、令和元年から令和3年にかけての事業所数の増減率は▲8.0%で全国平均（▲8.7%）より減少の幅は小さくなっているが、廃業率は29.4%と全国平均（27.7%）より高い状況となっている。

一方、過疎地域においては、廃業率は26.2%と県平均（29.4%）より割合は小さいものの、事業所数の増減率は▲8.5%（県平均▲8.0%）、新設率は19.2%（同27.6%）となっており、地域産業全体の活力の低下が懸念されるところである。

そのため、県では過疎地域等において、新たな雇用を創出する事業や、地元調達を生む地域ビジネスなど地域資源を活用した新産業創出、あるいは地域の課題を解決するために地域住民等が主体となって取り組む社会貢献を伴うソーシャルビジネスなど、様々な産業における創業・新分野進出への意識を喚起しつつ、多様な視点に立った持続可能な地域経済へ向けて活性化が図られるよう、起業に対する支援を強化する必要がある。

表 14 新設率・廃業率の推移

区 分	事業所数		増減率	新設事業所数 (R3年)	廃業事業所数 (R3年)	新設率※ (年率)	廃業率※ (年率)
	令和元年	令和3年					
過疎地域	7,297	6,677	-8.5%	1,281	1,752	19.2%	26.2%
対全県比	13.0%	12.9%	—	9.0%	11.5%	—	—
全 県	56,226	51,725	-8.0%	14,279	15,217	27.6%	29.4%

※ 事業所数は、事業内容等不詳を含む。

※ 新設率・廃業率：1年当たりの新設事業所数・廃業事業所数をそれぞれ直近の調査時の総事業所数で割り、100を掛けたもの。

（経済センサス）

⑦ 商業

過疎地域の商業は、人口減少による購買力総体の減少に加え、都市部への購買力流出、消費者ニーズの多様化、地域間競争の激化などにより、非常に厳しい状況にある。

しかしながら、商業は地域住民の日常生活を支援する生活総合産業であり、生活必需品等の供給など、地域社会を維持するに当たり、重要な役割を果たしている。

このため、高齢者をはじめとする地域住民の買物利便性を確保するため、過疎地域における商店街等の再生・活性化、商業機能の維持、買物弱者への対策等が必要となっている。

また、地域の伝統や文化、観光資源等を活用し、交流人口の増加を図るなど、地域おこしの視点に立った魅力ある街づくりを、商業者、地域住民、行政が一体となって取り組むことも必要である。

表 15 卸売業・小売業者数・従業者数・商品販売額の推移

区 分	卸売業・小売業者数 (店)			従業者数 (人)			年間商品販売額 (億円)		
	H26	H28	R 3	H26	H28	R 3	H25	H27	R 2
過疎地域	1,650	1,613	1,448	7,900	7,887	7,207	1,700	1,980	1,868
直近前回比	-	△2.2%	△10.2%	-	△0.2%	△8.6%	-	16.5%	△5.6%
対全県比	11.7%	11.8%	11.8%	8.2%	8.3%	8.0%	6.7%	6.5%	6.2%
全 県	14,093	13,629	12,268	96,569	94,952	90,051	25,253	30,387	30,011
直近前回比	-	△3.3%	△10.0%	-	△1.7%	△5.2%	-	20.3%	△1.2%

(出典：経済センサス活動調査)

⑧ 観光交流

新型コロナウイルス感染拡大により大きく減少した本県の過疎地域の観光客数は、5類感染症移行による人流の活発化やインバウンド再開等により、令和5年には、令和3年比で約57.4%の増加となるなど回復傾向にある。

コロナ禍を経て、観光ニーズの「モノ消費」から「コト消費」への変化や、国内外ともに個人旅行が主流になってきている中で、アウトドアや自然を楽しむ旅行、高品質で満足度の高い上質な旅行など観光ニーズは多様化している。

過疎地域においては、これまで豊かな自然や神話・伝説などの素晴らしい観光資源を発掘・活用し、地域づくりを進めてきたところであるが、これらの変化にも対応したより魅力ある観光地域づくりを進めていく必要がある。

表 16 観光客の推移

(単位：千人回、%)

区 分	令和3年	令和4年	令和5年	増加率 (R5/R3)
過疎地域	5,325	7,156	8,384	57.4
対全県比	37.4%	39.7%	38.2%	—
全 県	14,248	18,026	21,945	54.0

※ 観光客数は市町村別観光客の積上の数値

(市町村調べ)

(7) 地域における情報化

本県過疎地域のうち、民間企業の参入が図られていない等の地域では、市町村が主体となって情報通信基盤の整備を進めているが、一部に携帯電話の不感地域や超高速ブロードバンド未整備地域などが残されており、情報通信格差の全面的な解消には至っていない。

今後は、過疎地域の利便性向上や地域の持続的発展を図るため、「宮崎県デジタル化推進計画～みやざき DX プラン～」に基づき、引き続き、情報通信格差の是正を図るとともに、医療や福祉、教育、防災、雇用、産業等の分野でデジタル技術の積極的な利活用を図っていく必要がある。

また、市町村が整備した情報通信基盤の維持管理費用や更新経費が、厳しい財政状況の中で、大きな課題となっていることから、市町村の負担軽減を図っていく必要がある。

さらに、情報通信技術の進展に対応しながら、住民の利便性向上や行政手続の効率化を進めていくとともに、高齢者等が情報通信技術を容易に活用できるよう配慮することが求められている。

表 17 超高速ブロードバンド（光ファイバ、CATV）の整備状況

（単位：市町村）

区 分	令和 6 年度		
	全地域利用可能	一部利用可能	利用不可
過 疎 地 域	11	2	0
整 備 率	85%	15%	0%
全 県	23	3	0
整 備 率	88%	12%	0%

令和 6 年 12 月 1 日（市町村調べ）

(8) 交通施設、交通手段

① 国道、県道及び市町村道

過疎地域においては、道路そのものが生活と密着した社会資本であり、地域の産業振興や人口の定住化、交流促進を図るには、道路の整備が必要不可欠である。

しかしながら、地域の大半が急峻な山岳地域であるため、未だ整備が遅れているのが現状で、改良率は依然として県平均値との間に格差がある。

このため、広域的な交通・物流ネットワークの基盤となる高規格道路の整備促進やこれらと一体となって機能する国道及び県道の整備に取り組んでいく必要がある。

また、既存の道路の維持管理も重要な課題である。

表 18 道路の整備状況

○ 国道（令和 6 年 4 月 1 日現在）（単位：m、%）

区 分	実延長	改良済延長		改良率		舗装済延長	舗装率
		5.5m以上	5.5m未満 含む	5.5m以上	5.5m未満 含む		
過疎地域	557,938	414,573	434,685	74.3	77.9	557,938	100.0
全 県	1,187,738	1,004,995	1,027,811	84.6	86.5	1,187,738	100.0

（道路施設現況調査）

○ 県道（令和 6 年 4 月 1 日現在）（単位：m、%）

区 分	実延長	改良済延長		改良率		舗装済延長	舗装率
		5.5m以上	5.5m未満 含む	5.5m以上	5.5m未満 含む		
過疎地域	742,914	366,349	412,868	49.3	55.6	742,914	100.0
全 県	2,018,478	1,272,922	1,365,233	63.1	67.6	2,018,218	100.0

（道路施設現況調査）

○ 市町村道（令和 6 年 4 月 1 日現在）（単位：m、%）

区 分	実延長	改良済延長		改良率		舗装済延長	舗装率
		5.5m以上	5.5m未満 含む	5.5m以上	5.5m未満 含む		
過疎地域	5,301,007	567,276	2,175,400	10.7	41.0	3,915,750	73.9
全 県	16,870,772	2,844,559	9,843,616	16.9	58.3	14,586,029	86.5

（道路施設現況調査）

○ 合計（令和 6 年 4 月 1 日現在）（単位：m、%）

区 分	実延長	改良済延長		改良率		舗装済延長	舗装率
		5.5m以上	5.5m未満 含む	5.5m以上	5.5m未満 含む		
過疎地域	6,601,859	1,348,198	3,022,954	20.4	45.8	5,216,602	79.0
全 県	20,076,989	5,122,476	12,236,660	25.5	60.9	17,791,985	88.6

（道路施設現況調査）

② 農道及び林道

農道については、農業生産のみならず、生活関連道としても、大きな役割を果たしている。

このような中、過疎地域においては農業生産条件の整備等を図るため農道の整備を進めているが、過疎地域の大半が山間地域に位置し、農地が点在していることから、一般地域と比べ整備の遅れが見られる。このため、地域住民の多種多様な要望を踏まえながら、さらに積極的に取り組んでいく必要がある。

林道については、適切な森林の整備・保全や効率的な林業経営、森林空間の総合的な利用の推進、さらには山村地域住民の利便性の向上や都市との交流促進等に大きな役割を果たしている。過疎地域においては、基幹的な林道のうち重要な路線については、県の代行事業等を積極的に導入した結果、林内路網（※）密度は県平均

を上回っているなど成果を上げてきている。今後は、公道、農道等とのネットワーク化を一層推進し、集落間の利便性の向上や林業経営の効率化を図る広域的な路網整備に努める必要がある。また、景観との調和や動植物等の生息環境にも配慮した環境にやさしい路網整備に努め、魅力ある過疎地域の生活環境づくりを推進していく必要がある。

※ 路網：国県道、市町村道、農道、林道、作業道（路）の合計

表 19 農道整備の状況（令和 6 年度）

区 分	農道延長(m)	耕地面積(ha)	農道密度(m/ha)
過疎地域	1,943,248	17,255	112.6
対全県比	37.6%	27.6%	—
全 県	5,172,270	62,500	82.7

（農道延長調書、作物統計調査）

表 20 林道整備の状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（単位：m、m/ha）

区 分	林道延長 w ≥ 3.0	公道延長※ w ≥ 3.0	作業道等 延 長	合 計	林 内 路網密度
過疎地域	1,590,640	2,848,262	5,160,839	9,599,741	42.8
対全県比	59.4%	58.0%	61.5%	60.1%	—
全 県	2,674,761	4,914,946	8,384,868	15,974,181	39.2

（林内路網統計）

※ 公道延長：国県道、市町村道、国有林林道、農道等のうち民有林内にあるもの、又は縁から 200m 以内にあつて森林の整備に資するもの。

③ 交通手段

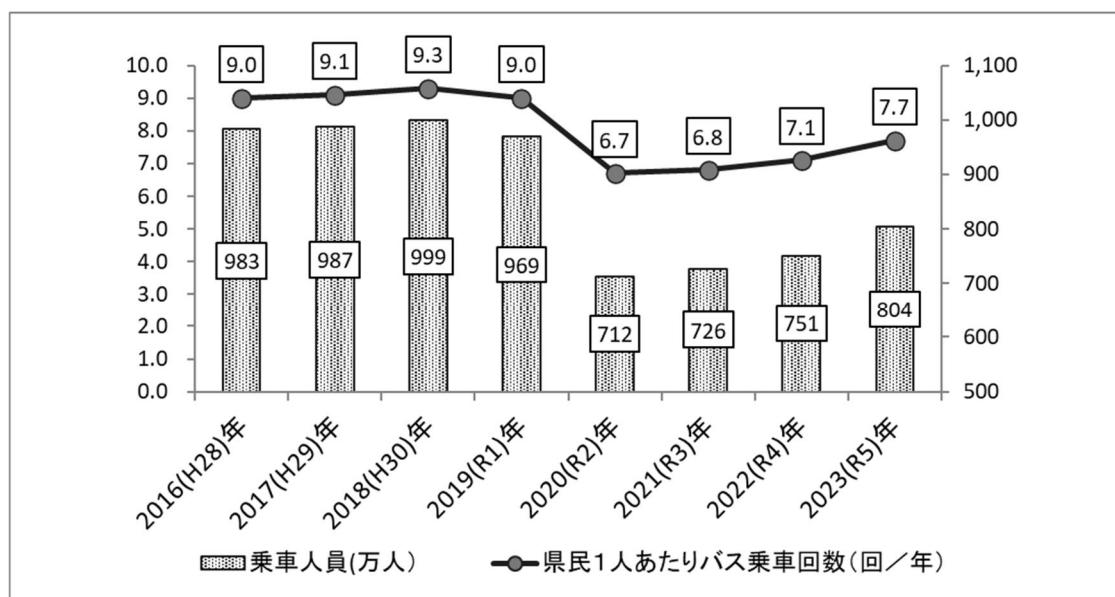
過疎地域におけるバス路線は、人口減少やモータリゼーションの進行等に伴う利用者の減少により、ほとんどが不採算路線となっており、バス事業者は、国や県、市町村からの支援を受け路線を維持している。

また、各市町村では、バス事業者が運行する路線バスを補完する形でコミュニティバスや乗合タクシー等を運行し、地域住民の移動手段を確保しているところである。

このような中で、公共交通機関の維持・確保に係る市町村の負担は大きく、市町村財政への影響が懸念される状況もみられる。

公共交通機関は、地域住民の日常生活を支える交通手段であることから、地域住民のニーズに応じた効率的で持続可能な公共交通網への再編を図るとともに、地域住民による利用を促進し、地域において必要な公共交通機関の維持・確保を図っていく必要がある。

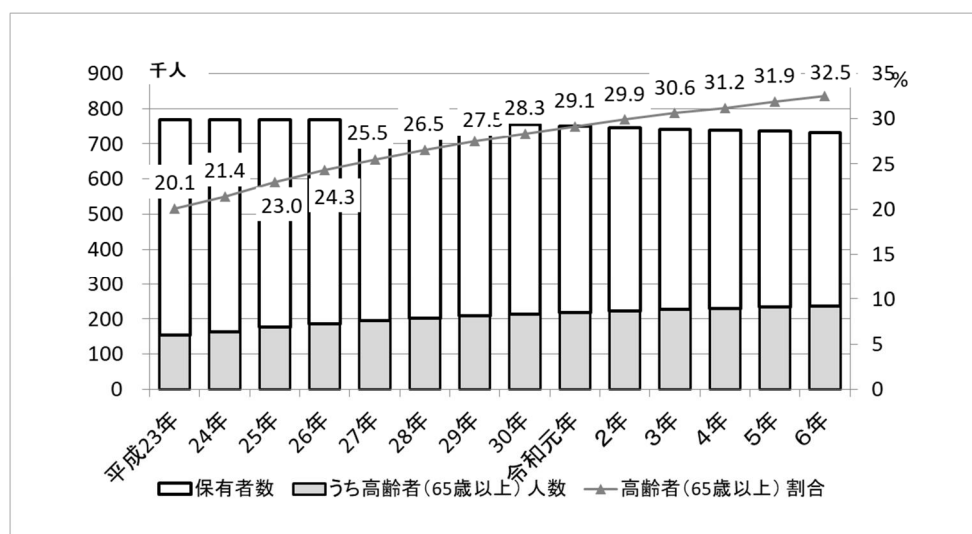
図 10 乗合バスの乗車人員の推移



※ 県全域の数値、高速バスを除く。

(宮崎県総合交通課資料)

図 11 運転免許保有者の推移



※ 県全域の数値

※ 宮崎県警本部資料（平成 26 年まで）、警察庁「運転免許統計」（平成 27 年以降）をもとに作成。

(宮崎県中山間・地域政策課資料)

(9) 生活環境

① 生活環境

生活様式が都市化する中で、過疎地域における上下水道等の生活環境は、改善されてはきたものの、都市と比較して、依然として遅れており、このことが過疎化の要因の一つになっている。

このような中、過疎地域は多様な居住・生活様式を実現できる場として見直されてきており、良質な住宅や下水道等の水洗化施設など生活環境が整備されれば、都市にはないゆとりのある居住の場としての魅力が一層増すものと思われる。

このため、引き続き積極的に生活環境の整備を図っていく必要がある。

② 水道及び下水処理施設等

過疎地域の水道普及率は93.4%となっており、県全体の97.9%と比較すると低い水準にある。

また、下水処理施設については、農業集落排水施設整備や県代行による公共下水道整備事業等により計画的に整備を進めてきたが、過疎地域の生活排水処理率を見ると、令和5年度末現在で68.7%となっており、県平均と比較するとかなり低いのが現状である。

このため、今後とも、各種污水处理施設の有する特性、水質保全効果、地域特性等を考慮しながら、より効果的・効率的な生活排水対策を促進するとともに、生活排水処理対策について地域住民への啓発を図る必要がある。

表 21 水道の種類別給水人口（令和5年3月31日現在）（単位：人、%）

区 分	上水道	簡易水道	その他（専用水道等）	計	普及率（対人口）
過疎地域	103,309	20,210	462	123,981	93.4
全 県	992,651	31,828	1,843	1,026,322	97.9

（宮崎県の水道）

表 22 污水处理施設（処理人口）（令和6年3月31日現在）（単位：人、%）

区 分	公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	合併処理浄化槽	生活排水処理率
過疎地域	26,425	3,303	245	60,912	68.7
全 県	596,998	35,803	2,694	264,726	85.5

（環境白書）

③ 廃棄物処理施設

ごみ処理については、「宮崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、県内全域でごみ処理施設の集約化や最終処分場の整備、リサイクルプラザの新たな整備等が進められており、過疎地域においても概ね当該計画の具体化に向けた取組が進展している。しかしながら、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的なごみ処理体制のあり方を検討する必要がある。

④ 公営住宅等

公営住宅については、宮崎県住生活基本計画に基づき計画的な供給に努めている。公営住宅戸数の総世帯数に対する比率は、過疎地域が7.3%と、県全体の6.4%と比較して多く、一部の市町村においては、定住促進や高齢社会に対応した単独住宅の整備や、定住促進のための住宅建設費の補助奨励金、空き家に関する情報提供など、多様な住民ニーズを踏まえた取組を行っているところもある。

表 23 公営住宅の整備状況（令和7年3月31日現在）（単位：世帯、戸、%）

区 分	世帯数(a)	公営住宅(b)	公営住宅比率(b)/(a)
過疎地域	55,545	4,053	7.3
全 県	473,179	30,097	6.4

※ 世帯数は令和7年4月1日現在

（宮崎県建築住宅行政概要）

⑤ 消防・救急施設

本県の過疎地域の多くは山間部に位置し、大規模な山林火災や土砂崩壊が発生しやすい状況にあるが、防火水槽等の消防水利や消防車両等の配備が十分でない地域が多い。

また、人口減少や高齢化の進行等により、消防団員は減少傾向である。定員の充足率は91.7%となっており、地域防災力の低下が懸念されている。

このため、消防施設等の整備促進や、消防の常備化・広域化による消防防災力の充実強化を図るとともに、消防団員の確保対策をさらに推進する必要がある。

また、救急医療については、過疎地域は各二次医療圏における中核的な医療機関から地理的に離れた地域も多く、患者搬送と医療提供の効率化の観点から、今後とも、防災救急ヘリやドクターヘリの活用も含め、地域の消防機関と、市町村立病院・診療所や圏域の中核的な医療機関等との連携強化を促進する必要がある。

表 24 消防団員の状況（令和6年4月1日現在）（単位：人、%）

区分	消防団員(a)	定数(b)	過不足	充足率(a/b)
過 疎 地 域	4,397	4,793	396	91.7
全 県	13,198	15,100	1,902	87.4

（消防年報）

⑥ 防災・減災対策

本県の河川は、その多くが九州南部の山脈に源を発し、中山間地域を通過して日向灘に注いでいる。これらの河川の流域では近年、幾たびも大雨による甚大な水害を被っており、過疎地域を含め、県内で河川改修を計画的に推進しているところであるが、改修が必要な区間は未だ数多く残っており不十分な状況である。

このようなことから、ハード整備に加えて、洪水ハザードマップの活用等のソフト対策が必要である。

また、過疎地域は、急峻な地形が多いことなどから、土砂災害等発生危険性が高い状況にある。県内の要整備箇所のうち、約39%が過疎地域に存在しており、順

次整備を行っているところである。

今後も優先度の高い箇所から整備を進め、安心して生活できる環境を整える必要がある。

また、本県では県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、中でも沿岸部の10市町（過疎市町村では5市町）が南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されていることから、的確に地震防災対策を推進する必要がある。

さらに、人口減少や高齢化の進展等により、地域コミュニティの弱体化や自主防災組織及び水防活動体制の維持が懸念されている。

表 25 土砂災害警戒区域の整備状況（令和7年3月現在）

（単位：箇所）

	土石流			急傾斜地の崩壊			地すべり			合計		
	要整備 箇所	既成 箇所	整備率	要整備 箇所	既成 箇所	整備率	要整備 箇所	既成 箇所	整備率	要整備 箇所	既成 箇所	整備率
過疎地域	654	219	33.5%	894	268	30.0%	101	19	18.8%	1,649	506	30.7%
対全県比	45.8%	47.4%	－	33.6%	33.5%	－	74.8%	76.0%	－	39.1%	39.3%	－
全 県	1,428	462	32.4%	2,658	799	30.1%	135	25	18.5%	4,221	1,286	30.5%

※ 要整備箇所は、人家5戸以上存在する土砂災害警戒区域数

（10）子育て環境、高齢者等の保健及び福祉

① 子育て環境

本県における就学前児童数は、年々減少傾向にあるが、家族形態の変化や保護者の就労形態の多様化に伴い、保育ニーズは高い状況が続いている。県全体の保育所の定員充足率は87.7%、過疎地域においては79.5%と、必要な保育サービスは確保されているが、急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、就学前児童に限らず放課後児童の健全育成も含めた幅広い保育対策を展開するなど、子どもや子育て家庭に必要な支援を行う必要がある。

表 26 保育所（保育所型認定こども園を含む）の状況（令和6年4月1日現在）

（単位：人、箇所、%）

区 分	就学前児童数	施設数	定員(a)	現員(b)	充足率(b/a)
過疎地域	4,456	42	2,414	1,920	79.5
全 県	45,653	270	18,638	16,338	87.7

（宮崎県こども政策課）

② 高齢者等の保健

県内市町村では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、当該市町村に居住し国民健康保険に加入する住民のうち40歳から74歳までの住民に対しては、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を、また、75歳以上の住民に対しては、宮崎県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け健康診査を、それぞれ実施している。このほか、健康増進法に基づき、疾

病、特に生活習慣病予防のため、40歳以上の住民に対して、健康教育、がん検診等の保健事業を実施している。

また、高齢者が脳卒中などの疾病により、寝たきりなど要介護状態となることを予防するためリハビリテーションに係る人的、物的資源を充実させる必要があるが、県内の地域間でばらつきが見られる。

このため、機能訓練（※）実施の促進を図り、保健事業の体制整備を行うとともに、県民が住み慣れた地域で等しくリハビリテーションが受けられるよう地域リハビリテーションの推進を図る必要がある。

さらに、都市部に限らず過疎地域においても、少子化の進行や、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まるなど、子どもの心に関する相談の増加など、母子保健を取り巻く環境が大きく変化してきている。

このため、母子保健対策についても、保健のみでなく、医療、福祉、教育等の幅広い分野で総合的に連携して取り組む必要がある。

※ 機能訓練：運動機能の回復を主目的として行う訓練

表 27 がん検診の受診率（令和4年度）（単位：％）

区 分	胃がん 検 診	肺がん 検 診	子宮頸がん 検 診	乳がん 検 診	大腸がん 検 診
過疎地域	9.8	4.3	18.1	19.7	10.4
全 県	4.9	4.2	17.6	14.2	7.5

（令和5年度地域保健・健康増進事業報告）

③ 高齢者の福祉

本県は全国よりもさらに早いペースで高齢化が進行しているが、特に過疎地域の高齢化率は45.7％（令和6年10月）となっており、超高齢社会を迎えている。

こうした中で、高齢者が健康で生きがいのある生活を送りながら積極的に社会活動に参加できるよう、ねんりんピック等のスポーツ・文化イベントの開催などを行うとともに、老人クラブ活動やシルバー人材センターの充実を図ることにより、シニアパワーの活用を促進しているところである。

また、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、医療・介護・予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化して提供し、高齢者を地域全体で支えていく「地域包括ケアシステム」を推進し、計画的にサービス基盤の整備を図っていく必要がある。

表 28 高齢者福祉施設等の状況（令和6年10月1日現在）（単位：件、人）

区 分	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム		軽費老人ホーム		計		高齢者100人 当たりの定員数
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	
過疎地域	11	559	25	1,418	3	70	39	2,047	3.73
全 県	33	1,803	108	6,128	21	700	162	8,631	2.46

（宮崎県長寿介護課）

(11) 医療

本県は、人口千人当たりの医師数が2.77人で、全国平均(2.75人)をわずかに上回っているものの、国が示した医師偏在指標においては医師少数県となっており、医療機関や医療従事者の県央部への偏在が進み、過疎地域においては地理的条件等から、無医地区、無歯科医地区を多く抱えるなど、医療の確保が課題となっている。

新たな医療機関の設置や医療従事者の確保が困難な状況にある中、自治医科大学卒業医師の配置のほか、へき地診療所等の運営費、施設・設備整備や、市町村等が実施する巡回診療等に対して補助を行い、過疎地域の医療を確保しているところである。

今後も引き続き、医師の確保に取り組むとともに、市町村保健師等による保健活動の充実や、へき地市町村・医療機関への補助など、過疎地域の医療の確保に向けた各種事業を、積極的に展開していく必要がある。

表 29 医療機関の状況（令和5年10月1日現在）（単位：人、箇所、床）

区 分	人 口	病 院		診療所		計		人口千人当たり 病床数	歯科診療所 施設数
		施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数		
過疎地域	128,577	19	2,399	122	246	141	2,645	20.57	52
全 県	1,040,711	129	17,815	906	2,095	1,035	19,910	19.13	479

※ 人口は、宮崎県統計調査課の「宮崎県の推計人口」（医療施設調査）

表 30 医師数の状況（令和4年12月末現在）（単位：人）

区 分	人 口	医師数	歯科医師数	人口千人当たりの数	
				医師数	歯科医師数
過疎地域	131,875	262	74	1.99	0.56
全 県	1,051,518	2,908	734	2.77	0.70

※ 人口は、宮崎県統計調査課の「宮崎県の推計人口」（令和4年10月1日現在）
（医師・歯科医師・薬剤師統計）

表 31 無医地区数及び無歯科医地区数（令和4年10月末現在）

（単位：市町村、地区、人）

区 分	無医地区			無歯科医地区		
	市町村数	地区数	人 口	市町村数	地区数	人 口
過疎地域	5	13	2,018	6	15	2,906
全 県	5	13	2,018	6	15	2,906

（無医地区等及び無歯科医地区等調査）

(12) 教育

① 学校教育

県の小・中学校の児童生徒数は、全県的に減少傾向にある。特に、過疎地域においては、令和3年と比較すると令和6年は小学校で15.3%、中学校で6.1%減少し、学校の小規模化が進んでいる。このため、小規模化した学校の今後の在り方等については、国の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考とし、各市町村が保護者や地域住民等の意向を踏まえるとともに、まちづくりも含めた将来ビジョンなど長期的な展望に立って検討を行えるよう、適切な指導助言を行う必要がある。

このような中、小規模校においては、集合学習や交流学習、オンライン会議システムによる交流学習等に取り組んでおり、今後も少人数の良さを生かした特色ある教育活動に取り組む必要がある。さらに、それぞれの学校がふるさと学習や体験活動を充実させ、子どもたちに地域への理解を深めさせるとともにふるさとへの誇りや愛着を育む必要がある。

また、教育研修センターと各学校間で教育情報ネットワークを形成するなど、教育の情報化を進めているが、特に過疎地域においてはその利用効果も高いことから、ICT等を活用した教育を積極的に推進する必要がある。

さらに、過疎地域においては、近隣に高等学校等がない場合があり、遠距離通学や寄宿舎等での生活を余儀なくされるなど、通学や学校生活における生徒の負担や保護者の経済的負担が大きくなっている。このため、奨学金制度等の経済的支援を今後とも堅持する必要がある。

表 32 学校の状況

○ 小学校（国・公・私立）

（単位：件、人、個、％）

区 分	学 校 数		児 童 数		学 級 数			
					単 式		複 式	
	R3	R6	R3	R6	R3	R6	R3	R6
過疎地域	61	59	6,706	5,679	302	261	64	67
対全県比	26.0	25.5	11.2	10.1	13.9	12.5	55.2	51.9
全 県	235	231	59,639	56,065	2,180	2,095	116	129

（宮崎県調べ）

○ 中学校（国・公・私立・県立）

（単位：件、人、個、％）

区 分	学 校 数		生 徒 数		学 級 数			
					単 式		複 式	
	R3	R6	R3	R6	R3	R6	R3	R6
過疎地域	27	25	3,294	3,094	128	122	3	2
対全県比	20.1	18.9	10.8	10.2	13.1	12.6	37.5	40.0
全 県	134	132	30,562	30,326	979	971	8	5

（宮崎県調べ）

② 社会教育

本格的な高齢社会の到来や情報化の進展等に伴い、県民の文化活動、ボランティア活動、体育・レクリエーション活動等の多様な学習活動に対する意欲が高まっており、各市町村では公立公民館や体育施設等を会場にして種々の教室・講座等を開催している。

このような中、過疎地域においては、社会教育施設や指導者の不足等により開催できる講座に限られるなど、学習機会の提供が十分になされていないところもある。このため、行政間の連携による広域的な指導者養成事業や地域の人材を指導者として活用するなど、住民ニーズに対応した教室・講座開設の工夫を行う必要がある。

また、青年団や地域婦人会等の社会教育関係団体等の組織率が低下し、地域の持続的発展に必要な住民の活力・団結力などが希薄になってきている。今後、会員の確保につながるよう社会教育関係団体等の広域的な連携を促進するとともに、自立的な学び合い活動の機会を増やすことや、生涯学習に関する情報提供等に引き続き取り組む必要がある。

表 33 地域青年団数・団員数の推移

(単位：団体、人、%)

区 分	平成25年度		令和元年度		令和5年度		増減率(R5/H25)	
	団体数	団員数	団体数	団員数	団体数	団員数	団体数	団員数
過疎地域	13	350	10	213	7	89	△46.7	△74.6
全 県	15	440	11	332	8	224	△46.2	△49.1

(県青年団協議会事務局資料)

(13) 集落

集落は、過疎地域の基本的単位として、農林水産業等における生産の補完、日常生活における相互扶助、水田や山林など地域資源の維持保全で重要な役割を果たしている。

本県が令和4年度に実施した過疎地域を中心とする中山間地域市町村へのアンケート調査によると、本県過疎地域の1,104集落のうち、571集落（過疎地域集落の約51.7%）が高齢化率50%を超えている状況にある。また、地域の「買い物」「交通手段」「病院」について、「問題が生じている」と回答のあった集落が増える傾向にある。特に、「買い物」については728集落（過疎地域集落の約65.9%）で、「交通手段」については719集落（過疎地域集落の約65.1%）で「問題が生じている」との回答になっており、集落の日常生活における機能の低下が課題となっている。

今後の集落の活性化に当たっては、地域の将来は住民自らが決定するとの基本的な考えに基づき、外部人材の活用なども図りながら、住民の自主的かつ主体的な集落づくりの取り組みを支援していく必要がある。また、集落機能の維持、活性化を図り、複数の集落での役割分担や相互補完を図りながら、住民がいつまでも安心して住み続けられる地域づくりを推進することが重要である。

(14) 地域文化等

過疎地域においては、県立芸術劇場による訪問コンサート、県立美術館による移動美術館の実施及び県立図書館による地域の図書館等への配本等により、文化芸術活動に親しむ機会の充実や地域文化の向上に努めている。

今後も過疎地域の住民が質の高い文化事業等を鑑賞する機会を確保し、住民の学ぶ機会を創出するためにアウトリーチ活動の促進や公演等の拡充、インターネット等を活用した鑑賞などの工夫を行う必要がある。

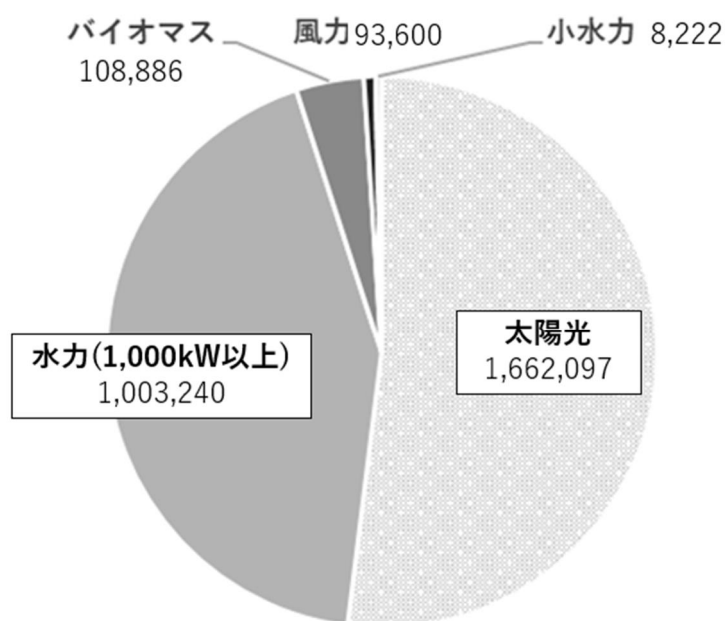
また、過疎地域には数多くの有形・無形の文化財等が存在しており、各地で保存団体による無形民俗文化財の伝承活動等が行われているが、生活様式の変容や後継者不足等により伝承が困難なものも出てきているため、文化財の保護・継承に対する支援を行うことで、地域住民が文化財を次世代に引き継いでいくような意識の醸成を図るとともに、文化財を積極的に活用する環境づくりも推進する必要がある。

(15) 再生可能エネルギーの利用

本県の令和5年度の再生可能エネルギー総出力電力は約288万kWであり、このうち太陽光発電は、固定価格買取制度の影響や日照時間が長いこと、設備の設置に要する期間が他の再生可能エネルギーと比較すると短いこと等が要因となり、平成25年度と比較すると約5倍に増加したものの、近年の伸びは鈍化している。

このほか、木質バイオマス発電や小水力発電等についても伸び悩んでおり、中山間地域に多く賦存する資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギー自給率の向上をはじめ、再生可能エネルギーの地産地消による地域内の経済循環などを進める必要がある。

図12 令和5年度の再生可能エネルギー発電分野別の割合（単位：kW）



※ 県全域の数値

(第四次宮崎県環境基本計画)

2 過疎地域持続的発展の基本的な方向

(1) 過疎地域持続的発展の基本的考え方

本県の過疎地域は、若者を中心とした人口流出、少子高齢化の進行、基幹産業である農林業をはじめとする地域産業の低迷など様々な課題が山積している。

一方で、コロナ禍を経て、UIJ ターンを含めた若者・子育て世帯を中心に、多様なライフスタイルの実現を求めて、地方移住への関心が高まってきている。

特に過疎地域においては、自身の経験や特技を活かし地域交流や活動に参加することで、やりがいや生きがい生まれ、ウェルビーイング（人々の満足度）の向上に繋がる地方ならではの豊かさがある。

本県では、平成 23 年 3 月に宮崎県中山間地域振興条例を制定し、過疎地域等を含む中山間地域の振興について、宮崎県中山間地域振興計画を定め総合的かつ計画的な施策の推進を行っている。

今後の過疎対策については、前述の「現状と問題点」、宮崎県総合計画及び宮崎県中山間地域振興計画等を踏まえ、過疎地域において将来にわたって安心して住み続けられるよう、地域が一体となって創意工夫により「ひと」「生活」「しごと」の維持・確保に取り組みながら、長年にわたって築いてきた「くらしのゆたかさ」や「固有の文化・歴史」を引き継いでいけることを目指し、次の体系により持続的発展を推進していくものとする。

①「ひと」

今後、急速な人口減少や少子高齢化の進行が見込まれる中山間地域において、これらの影響を少しでも低減するために、地方での子育てを希望する若い世帯を含め、移住希望者の本県への移住・定住を促進するとともに、若者の県外流出の抑制や、地域を担う次世代の育成に取り組む。

また、活力のある地域づくりに向けて、外部人材の活力の取り込みを推進するとともに、二地域居住を含め様々な形で、さらなる関係人口の創出・拡大に取り組む。

ア 戦略的な移住・定住の促進

安定した雇用や居住など、移住希望者のニーズを的確に捉えて移住の促進を図るとともに、移住後の定住に向けた取組を推進する。

イ 地域を担う次世代の育成

地域の特性を生かした魅力ある教育環境の充実やふるさとに対する誇りや愛着を育む活動に取り組むとともに、県内で働くことの魅力を発信し、若者が定着しやすい環境づくりを推進する。

また、地域課題の解決・改善に向けて、これからの地域づくりを担う人材の育成に取り組む。

ウ 外部人材の活力の取り込み

地域おこし協力隊や、ボランティアによる地域活動、外部専門家による地域支援など、活力ある地域づくりに向けて、外部人材の活力の取り込みを推進する。

エ さらなる関係人口の創出・拡大

テレワークやワーケーション等の多様な働き方の広がりを契機とする新しい人の流れづくりを推進するとともに、様々な形で地域と関わる関係人口の創出・拡大に取り組む。

②「生活」

中山間地域において、日常生活に必要なサービスや機能を維持・確保していくため、引き続き「宮崎ひなた生活圏づくり」（人口減少下においても住み慣れた地域に安心して住み続けられる仕組みづくりのこと。）を市町村と連携して進めていくとともに、地域住民が中心となり、多様な関係主体が連携・協働して、持続的に地域課題の解決・改善に取り組む地域運営組織の形成を促進する。

また、安心して子どもを生み育てることのできる環境の充実を図るとともに、安全な生活を確保するため、防災・減災に向けた体制づくりを推進する。

さらに、中山間地域が持つ多面的機能の維持・保全や地域資源等の魅力発信など、中山間地域のくらしのゆたかさを継承する取組を推進する。

I 生活を守る・支える「宮崎ひなた生活圏づくり」

ア 日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保

中山間地域における安全・安心な生活を確保するために必要な、医療・介護や福祉サービス、公共交通等の維持・確保を図る。それと並行して、基幹的集落を中心として、周辺集落・小規模集落との間を交通や物流のネットワークで繋ぐことにより、集落同士が相互に連携・補完し合いながら、日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保し、将来にわたって住み慣れた地域に住み続けることのできる仕組みづくりを促進する。

イ 地域運営組織の形成促進

住民同士が地域の課題や将来像について話し合い、それらの共有化や合意形成を図る取組を支援するとともに、多様な関係主体が連携・協働して、持続的に地域課題の解決・改善に取り組む地域運営組織の形成を促進する。

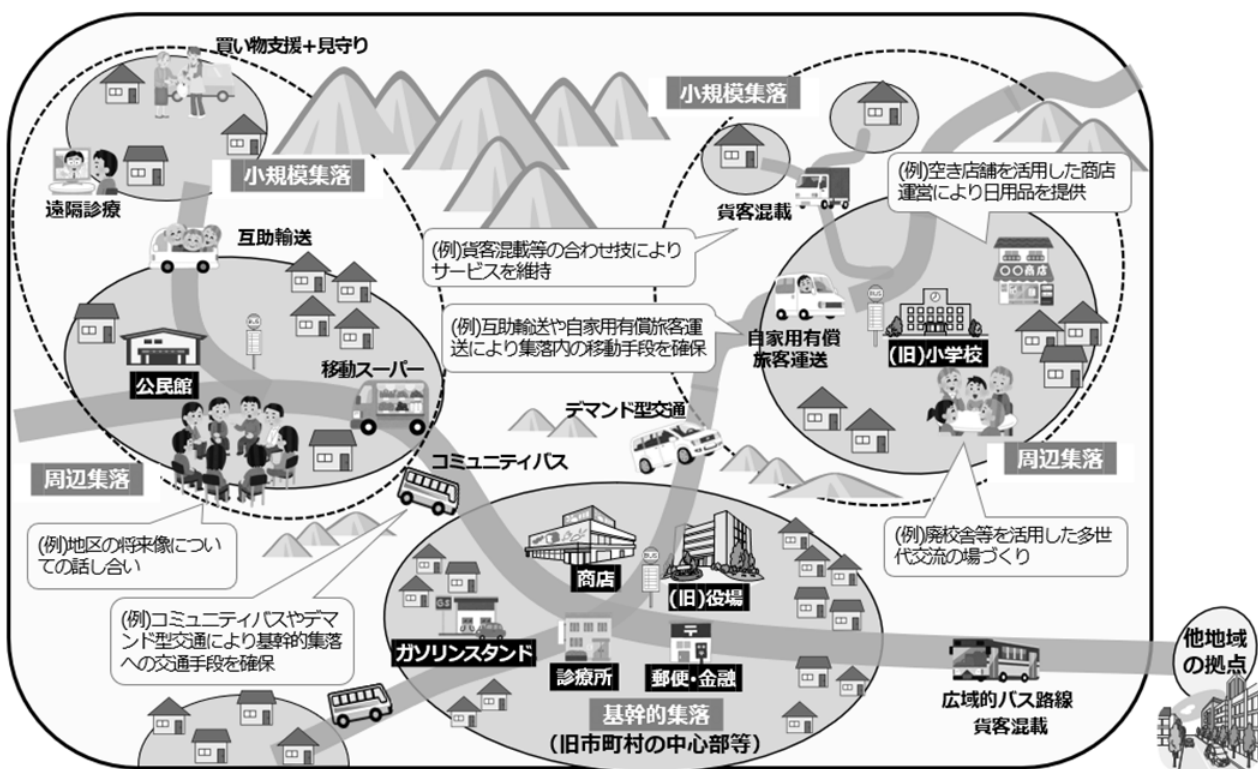
ウ 子育て環境の充実

子育て世代が安心して子どもを生み育てることができるよう、県民全体で子育てを応援する機運の醸成や地域の絆づくりを推進するとともに、小児医療体制や母子保健対策、子どもと家庭を対象とする相談体制の整備など、子育て環境の充実を図る。

エ 防災・減災のための体制づくり

安全な生活を確保するため、地域防災の中核となる人材の育成や、住民への迅速な情報提供に努めるとともに、地域の多様な関係主体が協働した防災・減災のための取組を推進する。

「宮崎ひなた生活圏づくり」のイメージ



「基幹的集落」

小売、金融、燃料供給、介護サービス等、日常生活なサービスや機能が集積し、圏域内の複数の集落同士、あるいは圏域の外との結節点となる集落

「周辺集落」

基幹的集落の周辺にあり、小学校区程度の区域を単位として、自治会や公民館等による地域活動が行われている集落

「小規模集落」

周辺集落の中で、地形的に末端にあり、世帯数の減少や高齢化の状況が著しい集落

「宮崎ひなた生活圏づくり」とは・・・

人口減少や少子高齢化の進行により、今後、医療・介護、福祉サービス、交通、買い物、集落活動（草刈りなど）といった日常生活に必要なサービス・機能の維持・確保が徐々に困難となっていく。

このような中、将来にわたって住み慣れた地域に住み続けるためには、上記のイメージ図のとおり、拠点となる基幹的集落を中心として、周辺集落・小規模集落との間を交通（コミュニティバス、デマンド型交通、自家用有償旅客運送、互助輸送等）や物流（貨客混載、移動スーパー等）のネットワークで繋ぐことにより、複数の集落が相互に連携・補完し合いながら日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保していくことが必要となる。

このような仕組みづくりを「宮崎ひなた生活圏づくり」という。

＜「宮崎ひなた生活圏づくり」の4つの基本的な考え方＞

多様な主体の参加・協働 (地域運営組織 等) 住民自らによる地域の将来人口の見通しを踏まえた話し合いや、地域の課題解決に向けた取組の開始、多様な関係主体が連携・協働した地域運営組織等の形成を促進します。	複数の集落をネットワーク化 (基幹的集落を核とした連携・補完) 買い物や移動、医療・介護などの日常生活に必要なサービス・機能について、拠点となる集落に集積するなどして維持・確保し、周辺集落・小規模集落との間を交通や物流のネットワークで繋ぐことで、単独集落では提供が困難になっても、日常生活を送ることができるようにします。
合わせ技による効率化 (活動分野や業種の相乗り) 単独では提供が困難になる可能性のあるサービス・機能について、例えば、乗客と宅配便をコミュニティバスで同時に運んだり、買い物支援と農産物の庭先集荷を一度に行うといったように、分野や業種の違いを超えてつなぎあわせることにより、限られた人手や設備などの資源で多様かつ小さなニーズに応えることができるようにします。	安心して住み続けるための セーフティネットの確保 安全・安心な生活を確保するために必要な、医療・介護や福祉サービス、公共交通等の維持・確保を図ります。

Ⅱ くらしのゆたかさの継承

ア 多面的機能の維持・保全

多面的機能支払制度の取組や地域が一体となった鳥獣害対策、資源循環型林業や適正な森林管理を推進するとともに、地域に受け継がれてきた伝統文化の保存や継承を図る。

イ 中山間地域の魅力の発信

中山間地域が有する様々な機能や資源、魅力について、世界ブランド等を生かした取組や学校教育、地域間交流などを通して県内外に広く発信し、理解を深める。

③ 「しごと」

農林水産業をはじめとする中山間地域の産業を支える担い手を確保・育成するとともに、地域の特性に合った産業の振興や地域資源を生かした稼ぐ力の向上を図る。

また、ICTを活用した新しい技術や、事業の複合化や分野横断などの新しい手法を導入するとともに、地域で稼いだ所得を地域内で循環させて経済活動を活性化させる地域経済循環を促進するなど、中山間地域の「しごと」を守り、次世代に引き継ぐことのできる環境づくりに取り組む。

ア 担い手の確保・育成

農林水産業をはじめとする産業への新規就業者の確保・育成に取り組むとともに、特定地域づくり事業協同組合の仕組み等を活用した地域内外の多様な人材の参画促進や、円滑な事業承継の推進に取り組む。

イ 中山間地域の特性に合った産業の振興

果樹や夏秋野菜、花きをはじめとする収益性の高い農産物等の生産拡大や生産安定を推進するとともに、集落営農組織の育成や受託作業の組織化を図る。また、農林業を核としながら別の分野と組み合わせる複合的経営などの、中山間地域の地理や気候の特性に合った産業の振興に取り組む。

ウ 地域資源を生かした稼ぐ力の向上

地域の食資源を活用したフードビジネスや多様な事業者が一体となった新商品・サービスの開発を推進するとともに、中山間地域ならではの観光資源を生かした地域間交流の促進や、体験・滞在型観光の取組を推進するなど、文化や歴史、食、自然環境などの地域資源を生かした稼ぐ力の向上に取り組む。

エ 新しい技術や手法の導入

農林水産業をはじめとする産業において、ICTを活用した作業の効率化や省力化、高収益化を図る取組を推進するとともに、医療や福祉、教育、防災などの様々な分野での積極的な利活用を図る。

また、事業の複合化や新技術の開発などによる経営革新等の取組を促進する。

オ 地域経済循環の促進

地域資源を有効活用するための生産・流通・販売体制の構築や、再生可能エネルギーの利活用促進、地域で必要なものを地域で生産し、地域で消費する意識醸成を図る取組等により、地域経済循環を促進する。

(2) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

過疎地域は、通勤・通学圏、商圈、医療圏など、その生活圏域における中心的な市と周辺町村とで機能分担の上、共存している現状からも、広域的な連携を強化しながら持続的発展を目指すことが必要である。

今後の広域的な連携については、各市町村が、住民に最も身近な総合的な行政主体として目指すべき姿を実現するために、定住自立圏構想の推進、従来の枠組みとは異なる圏域の設定、さらには圏域の複層化など、自らが当該地域に最も適した形を選択する必要がある。

県としては、過疎地域の持続的発展を図るためにも、これらの多様な選択肢のもとで市町村が相互に補完し、連携することを促進するものであるが、これまでの広域行政圏の枠組みも考慮し、次のとおり過疎地域を取り巻く生活圏域ごとに持続的発展施策の方向性を示すものとする。

なお、過疎地域の持続的発展を図る諸施策については、宮崎県総合計画、宮崎県中山間地域振興計画、定住自立圏構想、山村振興方針、半島振興計画、離島振興計画等

との総合的な調整を図りながら、推進していくものとする。

① 宮崎県北部地域 9市町村（うち過疎地域市町村4町2村、過疎地域とみなされる区域を有する市町村2市）

この地域は、県土面積の41.2%、県人口の21.4%を占める本県最大の広域市町村圏である。8割以上を急峻な山地で覆われているが、県内随一の工業集積や商業等都市機能が集中する延岡市・日向市と豊かな農林水産資源や恵まれた自然環境を有する周辺町村が相互に機能を分担しながら、これまで一体的に地域形成に努めてきている。

この地域の約8割を占める森林は、県全体の約5割を占めており、当地域の主要な産業である林業を振興する必要がある。

また、東九州自動車道が開通し、本県の県北地域と九州北部の各地域とが高速道路で結ばれたことから、産業振興、観光振興、文化交流などをさらに推進する必要がある。なお、九州横断自動車道延岡線については、平成30年度に「雲海橋～日之影深角間」、令和3年度には「日之影深角～平底間」が供用開始されるなど整備が進められているが、高速道路のミッシングリンクの解消に向けて早期整備を進めることが必要である。

平成20年度から宮崎県北全域（9市町村）及び日向入郷圏域（5市町村）で先行的に取り組んでいる定住自立圏構想は、圏域全体への人口定住を図るために必要な生活機能の強化等を図ることにより、宮崎県北定住自立圏は「圏域全体が活性化し、誰もが快適で安心して暮らせる定住自立圏」を、日向圏域定住自立圏は「将来にわたって安心して暮らし続けられる魅力ある地域づくり」を推進している。

また、この地域の多くの市町村が世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域（高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、諸塚村、椎葉村）及び祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク（延岡市、高千穂町、日之影町）に認定・登録されており、自然や伝統文化、風土など、地域資源を大切に受け継ぎながら、その魅力や特色を活かした産業振興や地域活性化、交流人口の創出等に取り組んでいる。

今後こうした取組をさらに発展させ、持続的発展施策を推進していくものとする。

② 西都児湯地域 7市町村（うち過疎地域市町村1町1村、特定市町村1町）

この地域は、本県のほぼ中央部に位置し、県土面積の14.9%、県人口の9.2%を占めており、第1次産業、特に施設園芸、畜産が基幹産業であり、ブロイラー、豚肉、果実等の地場畜産物等を活かした加工工場も数多く立地し、本県を代表する食料基地として、圏域経済の発展に大きく寄与している。

7市町村のうち過疎地域及び特定市町村は木城町、都農町、西米良村の3町村であるが、3町村とも豊かな自然や歴史・文化等が数多く残されているため、こうした各種の資源を見直し、活用を図りながら持続的発展施策を推進していくものとする。

③ 都城北諸地域 2市町（うち過疎地域とみなされる区域を有する市町村1市）

この地域は、県土面積の9.9%、県人口の17.2%を占め、南九州でも有数の農業地帯が広がっている。

本圏域は、南九州の交通の要衝にあり、鹿児島県曾於市を含め 30 分行動圏を形成するなど、まとまりのある広域生活圈を形成しており、平成 21 年度から都城圏域（鹿児島県曾於市、志布志市を含む 3 市 1 町）を中心に先行的に取り組んでいる定住自立圏構想は、高次の都市機能と環境や地域コミュニティが融合した、少子高齢・人口減少社会に対応可能な「集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏」の実現を目指している。

基幹産業である農林業は、肉用牛をはじめとする畜産を主軸に展開され、米、さといも等の園芸作物や茶・葉たばこ等の工芸作物の栽培が盛んであり、日本の食料基地や九州有数の木材供給基地としての役割を果たしてきている。

また、各種の企業立地が進む一方で、家具、都城大弓、木刀、陶器等の伝統的な地場産業も発達している。

本圏域には、過疎地域とみなされる区域(都城市旧高城町、旧高崎町)が 2 区域ある。当該区域は、畜産を中心とする農業が基幹産業であり、足腰の強い農業の振興、豊かな自然等を活かした交流の促進等を図りながら、持続的発展施策を推進していくものとする。

④ 西諸地域 3 市町（うち過疎地域市町村 1 市 1 町、過疎地域とみなされる区域を有する市町村 1 市）

この地域は、県土面積の 12.0%、県人口の 6.8%を占め、自然の景勝地や歴史的資源に恵まれている。

また、本圏域では、九州縦貫自動車道が整備され、宮崎空港及び鹿児島空港が 1 時間圏域内にあり、交通条件にも恵まれているため、交通の立地条件を活かした企業立地を推進し、就業機会の増大及び地域の活性化を図っていると同時に、平成 24 年度から西諸全域（3 市町）で取り組んでいる定住自立圏構想は、圏域市町が様々な分野で相互に連携・協力することで、各自治体が共存共栄しながら、将来にわたって安心して暮らし続けられる「魅力ある住みよいまちにしまろ」の実現を目指している。

さらに、霧島連山をはじめとする山岳、高原性の自然資源、温泉、神話・伝説等の資源に恵まれるなど、本県の主要な観光地が多数点在している。

基幹産業は農林業であり、メロン、ぶどう等の施設園芸も盛んで、農林業の振興を図ると同時に、豊かな自然を活かした体験滞在型ツーリズムを展開することで、地域の活性化を図っている。

今後こうした取組をさらに発展させ、持続的発展施策を推進していくものとする。

⑤ 日南串間地域 2 市（うち過疎地域市町村 2 市）

この地域は、本県の最南部に位置し、県土面積の 10.7%、県人口の 6.6%を占め、全国的に知名度のある日南海岸等の観光地が点在し、歴史、文化資源や温泉等の地域資源にも恵まれており、温泉や伝統的な町並み、農林漁業体験、海洋性レクリエーションを活用した観光地づくりを推進している。

本圏域は、いずれも個性的な観光資源に恵まれており、滞在型の観光レクリエーションの拠点として期待されている。

また、この地域では平成 30 年に東九州自動車道「日南北郷～日南東郷間」、令和

5年には「清武南～日南北郷間」が供用開始されるなど、高速道路網の整備が進められており、引き続き早期整備を進める必要がある。

なお、平成30年度から日南市（旧日南市、旧北郷町、旧南郷町）圏域において取り組んでいる定住自立圏構想では、圏域の生活機能の向上、地域間ネットワークの強化、圏域全体の総合的マネジメントを行うことにより、地域の魅力を向上させ、圏域全体の発展を目指している。

今後こうした取組をさらに発展させ、持続的発展施策を推進していくものとする。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保の方針

過疎地域における人口の社会減対策の一つとして、移住・定住の促進を図るとともに、交流人口の拡大や外部人材の活用、二地域居住を含め様々な形で地域に関わる関係人口の創出等を通じて地域間交流の促進を図り、地域活性化の取組を推進する。

また、急速な人口減少・少子高齢化の進行により、産業、医療、福祉、集落活動など、各分野で人材の確保が困難となっている状況に対応するため、教育、産業担い手対策、地域づくりなど、多様な観点から施策を講じることにより、地域を支える人材の育成・確保を図る。

(2) 移住・定住の促進

移住・定住の促進に当たっては、市町村と連携し、「宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンター」を通じた情報の提供や働きかけ、空き家の活用などを含めた住まいの確保への支援、移住者が円滑に過疎地域に溶け込み定住へとつながるためのフォローアップの充実等を図るものとする。

(3) 地域間交流の促進

都市住民に対し、過疎地域の持つ多面的機能の理解促進を図るとともに、新しい生活様式と多様なニーズに対応した農泊等のグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムの振興、ワーケーションの推進等により交流人口の拡大及び関係人口の創出を図る。

また、交流人口の拡大を図るに当たっては、各地で整備が進んだ各種交流施設の有効活用を推進するとともに、都市住民も巻き込んだ地域づくりを展開し、過疎地域と都市との相互補完関係の構築を図る。

さらに、過疎地域における地域づくりグループを組織化し、研修会やイベントの開催を通して、新しい発想と強い意志・行動力を持つ地域づくりの担い手を育成する。

(4) 人材育成及び人材確保

過疎地域の地域社会としての維持・活性化を図るため、「地域おこし協力隊」等、集落を支える人材の受入に取り組み、地域活動を補う原動力としての人材の確保に努めるとともに、こういった連携・交流を促進することで、定住につなげていく。また、医療、福祉をはじめとする様々な分野で、都市部との相互人材交流に取り組むこと等により、過疎地域において不足している専門人材の育成・確保を促進する。

さらに、住民の自治力を高め、住民自身が地域の将来像について検討し、地域課題に取り組むことができるよう、地域リーダーの育成や活動支援を促進するとともに、住民とともに集落活動を推進する集落支援員等の地域サポート人材を育成する。

また、男性だけでなく女性の意欲や能力を地域に活かすことは、様々な課題を抱える地域社会にとっても重要であることから、地域の意思決定過程への女性の参画拡大を推進するとともに、男性も女性も能力を最大限発揮できるような環境整備を進めることで、より一層地域の活性化を図ることとする。

さらに、特定地域づくり事業協同組合の設立支援に取り組むことにより、年間を通じた安定的な雇用環境等を確保することで、地域内外の若者等の人材の確保を図る。

第3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

過疎地域の持続的発展を図り、県土の均衡ある発展を図っていくためには、地域の活力の担い手である若者等の定住を促進していくことが重要であり、特に産業の振興による安定した雇用及び所得を確保することが必要である。

このため、産業の振興については、地域の創意と工夫を基本にしながら、産業振興のための生産基盤の整備、流通対策の強化、担い手の育成・確保、地域経済循環の構築を図るとともに、地域の持つ自然、歴史、文化といったあらゆる資源を活かした地域づくりを通じた多様な業種の産業おこしを、ハード、ソフト両面から推進していくものとする。

また、特定地域づくり事業協同組合の設立支援に取り組むことにより、安定的な雇用環境や一定の給与水準等を確保し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようにすることで、産業の維持・活性化を図る。

(2) 農林水産業の振興

① 農業の振興

人口減少・少子高齢化に起因する課題や激甚化・頻発化する自然災害などの危機事象に対し、「あらゆる危機事象に負けない農業」を実現しながら、他産業の技術や情報等を取り込んだ「賢く稼げる農業」を推進し、本県農業の魅力を最大化する必要がある。具体的には、多様な人材の確保・育成や生産現場を支える体制の構築、生産から流通・販売が連動した仕組みの構築、農村の活性化と持続的な農村の構築の3つの視点から施策を展開し、持続可能な魅力あるみやざき農業の実現を目指す。

このため、次のような施策を、ハード、ソフト両面から展開していく。

ア 地域の特性を生かした生産振興

各地域の特性を生かした収益性の高い園芸作物の生産拡大や薬草などの新たな地域特産物等の導入による新産地を育成するとともに、ゆず・くり等各地域の既存の特産品を生産だけではなく加工・販売まで一体的に取り組む産地の育成を推進するなど6次産業化をさらに進めることにより所得の向上を図る。

また、畜産生産基盤の強化を図るため、放牧やコントラクター組織を活用した粗飼料の広域的流通を推進するとともに、生産者や農業団体が連携した地域ぐるみでの生産性向上の取組を推進する。

イ 担い手の育成・確保と他産業との連携等

地域農業の中心となる担い手や他産業との連携を図るとともに、農家に対するきめ細やかな技術・経営指導による担い手の育成、高齢農業者や定年帰農者等が農業を営める環境づくり、女性・青年農業者が活躍できる場づくり、他産業からの農業参入等を推進する。

集落人口の減少や担い手の高齢化により不足する作業労力を補完するため、作業受託組織や集落営農組織の育成を図るとともに、これら組織の法人化による農業主業の場の創出など、産地の生産力維持・向上に必要な支援体制の構築を推進する。

林業との複合経営など地域特有の経営形態に即した担い手の育成に取り組むとと

もに、担い手が不足する中山間地域については、平野部の法人等が支援するネットワーク体制を構築し、広域連携や産地間連携を推進する。

さらに、特定地域づくり事業協同組合等を活用し、農業、林業、食品加工業等の多様な産業間で、年間を通じた安定的な雇用を創出する。

ウ 生産基盤整備の推進

中山間地域総合整備事業や農村地域防災減災事業等を活用した農業用排水路や農道の整備により、維持管理に係る労力やコストの節減、農業生産活動の維持・増進を図る。

エ 農村集落機能の維持・活性化による農村づくり

中山間地域の農業生産や農地保全活動の継続による国土保全や水源かん養の多面的機能や集落コミュニティを維持するために、日本型直接支払制度や農村 RMO の形成を推進するとともに、中間支援組織等の多様な主体との連携による集落サポート体制づくりを支援する。また、農泊など地域間交流の活性化により、関係人口の拡大や経済循環の促進を図る。

オ 家畜防疫体制の強化

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱等の家畜伝染病について、水際・地域・農場防疫の徹底を図るとともに、万一の発生に備え迅速な防疫措置ができるよう、情報共有や演習等を通じて、更なる家畜防疫体制の強化に努める。

カ 鳥獣被害対策

県内各地域単位に設置した地域鳥獣被害対策特命チームと鳥獣被害対策支援センターが連携を図りながら、集落や市町村等が行う被害防止対策、捕獲対策、生息環境対策等を支援するとともに、鳥獣被害対策マイスター(技術指導者)や鳥獣被害対策地域リーダー等の人材育成を行う。

宮崎県鳥獣被害対策プロジェクト推進計画に基づく各集落の取組の支援等により、地域が一体となった鳥獣被害対策の推進を図るとともに、被害の実態に応じた適切な捕獲や防護柵の設置に加え、狩猟者の減少・高齢化に対応した有害鳥獣捕獲従事者の確保に努める。

さらに、捕獲した鳥獣については、地域資源の一つとして、その利活用を図る取組を促進する。

② 林業の振興

再生産可能な森林資源の循環利用を推進し、地球温暖化防止等多面的機能の持続的発揮など、21 世紀の環境の時代にふさわしい林業の振興を図ることが必要である。

また、産業の活性化や雇用の場として重要な位置を占める林業は、水源や景観の保持、木材の安定供給等の役割を担うとともに、美しい伝統文化を育む魅力ある過疎地域の維持・活性化に大きく寄与するものとして期待が寄せられている。

このため、ハード、ソフト両面から多彩な林業生産活動の展開を図りながら、環境の保全にも寄与する魅力ある林業を確立していく。

ア 森林資源の適正な管理

「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を進め、持続的な林業経営に向け、伐採後の速やかな再生林を推進するとともに、森林計画制度や森林経営管理制度及び市町村が定める機能別ゾーニング等に基づき、ICT 技術の積極的な活用による効率的で適切な管理に努め、多様な樹種や齢級で構成された、多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりを推進する。

また、適切な森林施業や生産コストの低減に有効な作業道等の整備、さらには今後生産量が増大する大径材（※）にも対応できる高性能林業機械の導入などを推進するとともに、高性能林業機械を利用した素材生産については、林地の保全等環境に十分配慮した上で、欧米等の生産性に対抗可能な新たな作業システムの構築を図る。

※ 齢級：森林の林齢を5年の幅でくくった単位

※ 針広混交林：針葉樹と広葉樹が混じり合って生育している森林のこと

※ 大径材：丸太で最小径が 30cm 以上のもの

イ 林業の担い手の育成確保

林業担い手の育成確保を図るため、「みやざき林業大学校」による担い手の育成やSNS等を活用した林業の魅力発信、就業相談会の開催等による新規就業者の確保に務めるとともに、就労環境の整備や就業者の待遇改善を促進する。

また、林業事業体に対して「ひなたのチカラ林業経営者」等の認定や地域林業の重要な担い手である森林組合の経営基盤の強化を促進する。

ウ 生産・加工・流通体制の整備

安定した木材供給を確保するため、製材工場等の合理化・高機能化を図りながら乾燥材や高次加工製品などの高品質で多様な県産材製品の生産を促進していく。また、住宅はもとより、都市圏域の自治体や企業等と連携し、公共建築物や、民間施設等の非住宅分野での木造・木質化を推進するとともに、丸太輸出から、より付加価値の高い製品輸出へシフトするなど、海外を含めた新たな市場開拓に取り組む。

エ 多様な林業生産活動の展開

県林業技術センター及び県木材利用技術センターの試験・研究機能を活用しながら、低コスト林業等生産技術の確立、木材利用及び加工技術の向上や新製品の開発等に努めるなど試験研究活動の強化を図る。

また、しいたけ、木炭、たけのこ等本県の特産物の振興を図るため、生産基盤の整備、流通・消費対策の拡充強化、産地化、ブランド化を進める。

さらに、多様な分野における未利用木質バイオマスのエネルギー利用や、木材の多様な利用などを通じたカーボン・オフセット（※）等への取組を推進する。

※ カーボン・オフセット：CO₂等の温室効果ガスの排出量に見合った削減活動に投資すること等により、排出量を埋め合わせするという考え方。

③ 水産業の振興

近年、漁業就業者の減少や高齢化が進行するとともに、我が国周辺水域の水産資源の減少や燃油及び飼料価格の高騰等により漁業経営が逼迫するなど水産業・漁村の活力の低下が懸念される。

特に、かつお・まぐろ漁業や養殖業などの漁業が主体である過疎地域においては、このような問題が顕著であり、燃油や飼料価格の高騰にも耐えうる高収益型漁業への転換を促進する必要がある。

このため、水産業・漁村の基本となる次の視点から本県水産業・漁村の目指す姿を提示し、その実現に向けてハード、ソフト両面から各種施策を展開していく。

ア 人口減少社会に対応した生産環境の拡大

環境 DNA、海洋レーダー等の先端技術の導入による操業支援の充実を図り、過疎地域で盛んなまき網漁業者等へ高度な情報を提供するとともに、漁場利用の最適化を図り、本県漁業及び過疎地域で盛んな養殖業の更なる生産力の向上を図る。

また、水試と高水研の統合による新規就業者や外国人等の多様な人材の確保・育成体制の強化に加えて、漁業就業者の定着率向上を図るため、働きやすく魅力ある労働環境の整備を推進する。

イ 成長をつかむ高収益化

収益性の向上を図るため、経営基盤（漁船・機器・漁具等）の改善や過疎地域で盛んな養殖業の協業化による経営体質の強化を促進するとともに、制度資金や漁業共済、漁業経営セーフティーネットの活用による漁業経営の安定化を推進する。

また、世界的な水産物の需要増大を商機とした水産物の輸出を促進するとともに、加工技術開発や新たな商品開発に係る支援体制の機能強化や、特徴ある本県水産物・加工品のブランド化を推進する。

ウ 気候変動に対応した持続可能な水産業の実現

水産資源の利用管理の最適化を図るため、TAC 管理魚種の適切な管理と本県配分量の確保や、資源評価結果に基づく資源管理措置の検証・改善、水産流通適正化法に対応した新たな管理体制によるウナギ稚魚流通の透明化を推進する。

加えて、水産資源とブルーカーボンを育む漁場保全を図るため、植食性魚類対策や施肥、核藻場の造成等による藻場の維持拡大や県内水面活性化計画に基づく取組を推進する。

エ 力強くにぎわいのある漁村づくり

漁港施設や海岸保全施設の地震津波対策や老朽化対策を強化するとともに、操業の安全を確保する漁業無線等の体制を維持することで、過疎地域を含む漁村地域の防災・安全対策を推進する。

また、漁協系統組織の機能・基盤強化を更に促進するとともに、漁港施設の有効活用等による海業を推進する。

(3) 地場産業の振興

過疎地域においては、地域住民の所得の増加と雇用機会の増大を図るため、農林水産資源や技術、人材などの地域資源を十分に活かしていく必要がある。

このため、県食品開発センターや、(公財)宮崎県産業振興機構、(公社)宮崎県物産貿易振興センターなどの関係団体との連携を図りながら、地場産品の高付加価値化等による「売れる商品」づくりのための取組を推進するとともに、「みやざき物産館KONNE」をはじめ、新宿、大阪・堺、博多における「みやざき館KONNE」等の情報発信拠点の活用を通じて、多様化・個性化の進む消費者ニーズを的確に把握し、それぞれの商品の特性に応じた販売ターゲットの選定や販売ルートの確立等を行うことにより、地場産業の育成・支援に努める。

また、地域の農林漁業者と中小企業者が連携して新商品・新サービスの開発等を行う農商工連携、農林漁業者自身による加工品開発などの6次産業化、フードビジネス等の取組を促進する。

(4) 企業の立地対策

過疎地域は、交通条件、労働力の確保等で厳しい条件下にあるが、若者等の定住を図り、過疎地域が持続的に発展するためには、地元の資源を有効に活用する製造業の立地など、地域特性を活かす企業立地を推進する必要がある。

このため、県、市町村等で連携を図りながら、企業立地情報の収集やPR活動を展開するとともに、労働力の確保等受入体制の充実を図る。

また、既に立地している企業からの意見聴取や工場増設への支援を行うなど、当該企業へのフォローアップを積極的に進める。

① 地域特性を活かす企業立地の推進

過疎地域のもつ豊富な農林水産資源、観光資源や良質な水資源等を活かした地域資源活用型の企業立地を図る。

また、県内過疎地域の中でも高速交通体系や空港等の交通条件に比較的恵まれた地域においては、高付加価値型企業の立地を積極的に進める。

② 情報収集・PR活動対策

インターネットサービスや民間企業のネットワークも活用しながら、企業立地情報の収集活動を強化するとともに、ホームページを活用した工業適地の紹介等PR活動を積極的に展開する。

③ 受入体制の整備

企業立地促進補助金の交付や課税免除等の特例措置の適用など、各種の優遇措置を講じるとともに、教育機関との連携による新卒者の確保や企業の求める人材の育成、さらには「ふるさと宮崎人材バンク」等の活用によるUIJターン希望者の就業の促進を図る。

また、本県のテレワークやワーケーションの受入環境について、都市圏の企業への情報発信等を行うことで、交流の拡大を図るとともに、企業立地につなげていく。

④ フォローアップ活動の充実

県、市町村で連携しながら既に立地している企業を訪問し、当該企業からの意見や要望等を聴取し迅速に対応するとともに、事業所増設等の際には財政的な支援を行うことにより、雇用の場の拡充に努める。

(5) 起業の促進

① 農林水産業

農林水産業や地場産業を中心としながら、様々な産業分野、試験研究機関と連携のもと、農林水産物を活用した食品加工や流通等、フードビジネスの推進をハード、ソフト両面から促進する。

また、農林水産加工グループや6次産業化等の付加価値創出に取り組む農林漁業者の経営安定、事業拡大のためのフォローアップを充実させるとともに、観光農園や農家民宿等の起業化を促進し、産業の創出に努める。

② 商工業

中小企業・小規模事業者等の様々な課題を解決するため、(公財)宮崎県産業振興機構に設置した相談窓口(総合相談窓口、宮崎県よろず支援拠点、みやざきフードビジネス相談ステーション等)及び商工会議所や商工会において、中小企業等の創業・新分野進出への取組を支援する。

また、マスメディアやホームページ等を通じ、国・県の中小企業等への支援策を積極的に広報・PRすることによって、創業・新分野進出への意欲の醸成を図る。

③ 新たな地域型産業

地域の豊かな自然環境や伝統文化、食文化、人材といった地域資源を最大限活用することにより、地域住民が主体となる直売所や都市農村交流型ツーリズム等「6次産業型」、「交流産業型」の取組みを推進するとともに、地域の課題を解決する「コミュニティビジネス」の導入支援など、農林水産や観光、福祉、環境、土木などの全産業・全分野にわたる、多様な視点に立った持続可能な地域型産業システムの構築を支援する。

(6) 商業の振興

過疎地域における商業の振興については、地域の購買力に見合った商業経営を基本に、地域の商店街の魅力向上のためのハード事業やソフト事業の取組を支援するとともに、個店に対する助言・指導等の支援を行うなど、商業機能の保持に努める。

また、過疎地域における商店が果たすコミュニティ機能に着目し、交流スペースを設けるなど、その機能の維持・強化に努めるとともに、商店の経営継続のための事業承継などを支援する。

(7) 観光交流の推進

コロナ禍を経て、観光ニーズの「モノ消費」から「コト消費」への変化や、国内外ともに個人旅行が主流になってきている中で、アウトドアや自然を楽しむ旅行、高品質で満足度の高い上質な旅行など、観光ニーズは多様化している。

本県の過疎地域には、心安らぐ自然が残るとともに、神楽や祭りなどの様々な伝統文化が各地に脈々と受け継がれて貴重な地域資源となっており、心の豊かさや癒しが求められる時代となる中で、これら過疎地域の有する資源は今後ますますその価値や魅力が高まって行くことが予想される。

今後は、観光ニーズの変化を踏まえた観光基盤の整備を進めるとともに、過疎地域の有する資源を活かしたツーリズムの展開やブランドの確立などソフト施策の充実を図る。

① 基盤の整備

ア 地域特性を活かした観光地づくり

過疎地域の持つ自然、史跡、祭りなどの固有の資源を生かした体験型観光の推進や付加価値の高い観光コンテンツ造成、観光業の利便性と満足度向上のための基盤整備を進める。

イ 観光ルート等の整備

市町村域を超えた広域的観光ルートづくりを支える交通基盤や案内標識等の整備を進めるとともに、だれもが気兼ねなく旅行を楽しむことができるよう、施設等のバリアフリー化を促進する。

② ソフト施策の充実

地域の観光を牽引する人材の育成や、イベント・キャンペーンの実施、スポーツ大会・キャンプ誘致等のソフト施策に加え、神楽や祭りなどの伝統文化、料理・食材などの過疎地域の資源を地域住民が主体となって掘り起こし、磨きをかけることにより、昔ながらの伝統生活を活かしたツーリズムの展開等を図る。

さらに、「食」「神話」「スポーツ」「自然」「森林」等の過疎地域の核となるブランドを確立し、情報発信力の強化等を図る。

第4 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

少子高齢化や人口減少が進行する中、過疎地域が持続的に発展していくためには、デジタル技術をはじめとする技術革新に対応しながら、持続可能な社会を築いていく必要がある。

このため、令和7年3月に策定した「宮崎県デジタル化推進計画～みやざきDXプラン～」に基づき、行政、産業、地域や暮らしにおけるデジタル化を推進するとともに、デジタル人材の育成やデジタルリテラシーの向上を推進する。

(2) 情報通信基盤の整備

情報通信基盤は、デジタル技術の活用により、居住地域に関係なく、安全・安心で豊かさを実感できるデジタル社会の実現を支える重要な社会基盤である。国においても、「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指すために、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」等に基づき、整備を進めるとしている。

このため、県としては、市町村と連携し、未だに整備が図られていない地域における情報通信基盤の整備について、国に対し支援制度の維持・拡大を求めていくとともに、各市町村の意向を踏まえ、整備の推進を図っていく。また、市町村の整備した情報通信基盤の維持管理費用や更新経費について、各都道府県及び県内市町村と連携を図りながら、国に対し財政支援を求めていく。

さらに、県民の生活情報等を入手する身近なメディアであるラジオ放送の難聴地域の解消や携帯電話の山間部などでのサービスエリアの拡大、地域防災行政無線の整備等を行うこととし、国や関係機関等との連携を図りながら、国の制度を活用した過疎地域における移動通信用鉄塔施設等の整備を促進し、都市部との情報格差の是正を図っていく。

(3) 情報化の推進

持続可能な産業を築くために、医療や福祉、教育、防災、雇用、産業等、様々な分野で、デジタル技術の活用により時間や場所の制約を超えた取引の拡大等に取り組んでいく。

また、宮崎行政情報ネットワーク（MAIN）の基盤を活用し、自治体クラウド等を進めていくことで、住民の利便性向上や行政手続の効率化を進めていく。

今後の情報化の推進に当たっては、県民一人一人がデジタル技術のメリットを享受できるよう、年齢、障がいの有無、居住している地域等の条件に関わらず、必要とする全ての県民が安全・安心にデジタル機器やインターネットを活用するための取組を推進していく。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(1) 交通施設の整備、交通手段確保の促進の方針

交通施設の整備、交通手段の確保は、地域産業活動の活性化や地域住民の利便性の確保を図る上で重要な役割を果たすものであり、引き続き道路交通網等の重点的な整備を進め、広域的交通ネットワークの形成に努める。

また、過去に整備された道路の多くは、現在、維持・補修という新たな課題に直面していることから、それぞれの地域にふさわしい維持管理手法を検討し、安全・安心な生活を送ることができるよう適切な管理に努める。

(2) 国道、県道及び市町村道の整備

過疎地域における地域産業の開発基盤となる幹線道路である国道、県道の整備は次のような視点に立って計画的に推進する。

- ・過疎地域と中心都市及び過疎地域相互間の連絡強化
- ・過疎地域と空港・港湾・高速ＩＣの交通結節点との連絡強化
- ・過疎地域の主要プロジェクト、他の関連事業の促進などの地域の持続的発展を支援する道路の整備促進
- ・広域観光ルートの強化

また、その他の県道、市町村道については、地域の孤立化を防ぎ、定住を促進するため、安全で安心な道路の整備を積極的に推進する。

(3) 農道及び林道の整備

① 農道の整備

農道については、各種事業により計画的かつ効果的に整備を実施し、生産条件と定住条件の向上を図る。

② 林道の整備

林道については、森林基幹道、森林管理道等の整備を促進し、骨格となる林内路網の整備並びに公道及び農道との接続による広域的な路網ネットワークの形成に努める。

また、林道整備と合わせて森林整備や木材生産の効率化に必要な低コストで崩れにくい作業道の開設を促進し、適正な路網の配置に努める。

さらに、森林基幹道等の改築・舗装については、県代行事業により計画的な整備に努める。

(4) 交通手段確保のための対策

過疎地域の生活交通の維持・確保を図るため、県、市町村、交通事業者等で連携して、鉄道や広域的・幹線的なバス路線、コミュニティバス等が効果的に接続する公共交通ネットワークを構築するとともに、公共交通機関の利用促進に取り組む。

特に、過疎地域と広域行政圏における中心市町村を結ぶ広域的・幹線的バス路線については、国の補助制度を活用しながら、路線の維持を図ることとする。

また、コミュニティバス（自家用有償旅客運送を含む）を始めとした市町村等が運行主体となる公共交通については、車両の小型化やデマンド方式（※）の導入、自家用有償旅客運送制度の活用に加え、スクールバス、福祉バスの活用、運転士の確保等を図り

ながら、地域の実情に応じた効率的で利便性の高い持続可能な生活交通体系の確立に努める。

※ デマンド方式：デマンド（要求）に応じて運行する方式という意味で、利用者の乗車希望や予約によって、路線やダイヤを弾力的に運行するものをいう。

第6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備方針

生活環境の整備については、住民生活の安全・安心の基盤になるものとして不可欠な分野であるため、水道、下水道等の水洗化施設、公営住宅等の生活環境を整備し、都市にはないゆとりをもった居住の場としての魅力を一層高める施策を推進する。

広域的な処理を必要とする一般廃棄物処理施設については、広域的な市町村圏単位での取組を一層推進し、水道や生活排水処理については地域の実態に応じた整備を積極的に進める。

また、土砂災害等自然災害防止対策に努めるとともに、効果的かつ効率的な消防救急施設の整備に努める。

さらに、生活環境整備を進めるに当たっては、水源のかん養等の公益的機能を有する貴重な自然環境・景観の保全に努めることとする。

(2) 水道、下水処理施設等の整備

① 水道施設

市町村が行う水道水源の確保、水道事業の経営基盤及び維持管理体制の強化による、水道未普及地域の解消促進や、広域的整備を踏まえた計画的かつ効果的な水道施設の再整備を支援する。

② 下水処理施設等

下水処理施設は、汚水の排除、処理、トイレの水洗化等生活環境の改善のみならず、河川等の水質保全など大きな役割を果たしている。

特に、過疎地域においては、河川の上流域に位置していることが多いことから、下流域の水質保全を図るためにも、早急な整備を必要とする。

このため、過疎地域の実態に即し、公共下水道、特定環境保全公共下水道、合併処理浄化槽等の特性比較を行って、下水処理施設の整備を効率的・効果的に促進する。

また、これまで整備してきた施設の劣化や損傷の状況を詳細に調査・診断し、下水道ストックマネジメント計画を策定することによって、費用対効果の高い改築更新を促進する。

③ 廃棄物処理施設

市町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた長期的な広域化・集約化に係る計画を策定し、これに基づき安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を図る。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、できる限り資源化を図ることとし、施設整備を行う場合は、汚泥再処理センター方式で進めることとする。

(3) 公営住宅等の整備

今後は、地域内居住者はもちろんU J I ターン者をはじめとする転入者等が、いつまでも安心して住み続けられるよう、定住促進のための様々な住宅施策の展開が、過疎地域を含む全ての市町村において図られる必要がある。

また、高齢化の進行が速いことから、公営住宅等のバリアフリー化や福祉施策との連携に特に留意していく。

(4) 消防・救急施設の整備

① 消防施設等

消防防災力の充実強化を図るため、効率的・効果的な消防資機材等の整備を促進するとともに、非常備町村の消防の常備化及び県内消防本部の広域化に努める。

また、消防団員の確保対策として、女性消防団員の育成や消防団活動に協力的な事業所の表彰、国が推進する「消防団協力事業所表示制度」の活用などにより、消防団のイメージアップを図るとともに、広報誌・ホームページ等を活用した広報啓発による加入促進に努める。

② 救急施設

防災救急ヘリ「あおぞら」の有効活用やドクターヘリの運航支援など、関係機関と連携を図りながら、過疎地域における救急医療の確保に取り組む。

また、二次医療圏における中核的な医療機関と市町村立病院・診療所との機能分担・連携体制強化に努める。

(5) 防災・減災対策等の推進

自然環境等に配慮した急傾斜地崩壊対策、治山施設や砂防ダムの整備、河川改修、高潮・津波対策、木造住宅等の耐震化に対する補助など、ハード対策を推進するとともに、市町村における防災行政無線の整備・活用の促進や雨量・河川水位等の防災情報の提供など、ソフト対策を併せて推進する。

また、講座やイベント等の開催により、防災意識の啓発を図るとともに、防災士の養成や自主防災組織の育成により、地域における防災活動の活性化を図る。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

過疎地域においては、高齢化率が45.7%（令和6月10月）となるなど、高齢化が一層進展している。このため、活力ある地域社会を維持していくためには、地域社会の重要な担い手である高齢者が生涯を通じて健康な生活を送り、できる限り要支援・要介護状態になることを防止するとともに、高齢者自らが積極的に自分の能力を発揮し、社会への貢献が実感でき、健康で生きがいを持って暮らせる社会の実現を促進する必要がある。

また、何らかの支援や介護を要する高齢者が増加しており、地域社会全体で支えることが重要となっている。

このため、高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリーの地域づくりを推進するとともに、令和6年3月に策定した「第10次宮崎県高齢者保健福祉計画・第9期宮崎県介護保険事業支援計画・第2次宮崎県認知症施策推進計画」（以下「宮崎県高齢者保健福祉計画」という。）に基づき、高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう在宅医療と介護の連携等に重点を置いた「地域包括ケアシステム」の推進や、認知症高齢者支援策の充実に取り組む。

一方、急速に少子化が進行し、家庭及び地域を取り巻く環境も変化する中で、結婚や子どもを生み育てる希望を持つ全ての人々の希望が叶えられるとともに、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる環境づくりを図る必要がある。

このため、「市町村こども計画」や「市町村子ども・子育て支援事業計画」等に基づく地域の母子保健サービスを支援するとともに、「宮崎県こども未来応援プラン」に基づき、地域の実情に応じた子育て支援策を総合的、計画的に推進していく。

(2) 子育て環境の確保を図るための対策

① 児童その他の保健

乳幼児及び児童が健やかに成長するためには、疾病や障がいの早期発見・治療の早期開始が重要であることから、各種スクリーニング、健康診査及び保健指導の効果的かつ円滑な実施を推進する。

また、保護者に対して、乳幼児・学童期の身体的・精神的発達や長期療養児に対する療育等について知識の普及に努めるとともに、関係者との連携をより一層推進し、切れ目のない支援体制を整備する。

さらに、思春期の子ども達が自ら思春期における様々な問題に正しい知識や情報をもとに適切に対応できるよう、保健、医療、福祉、教育の各分野が連携をとりながら思春期保健指導及び支援を行う。

② 児童福祉

平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、人口減少地域においても小規模保育等の財政支援の仕組みが創設されたこと等を踏まえ、地域の実情に応じた保育サービスを提供するなど、安心して子どもを生み育てられる環境の整備に努める。

(3) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

① シニアパワーの活用促進及び生きがいのづくりの支援

今後ますます高齢化が進行する中で、地域の活力を維持・増進していくためには、高齢者自身が社会を支える一員として、その持てる能力や経験を活かしながら、一層活躍できるような社会の実現が不可欠である。

具体的には、高齢者を社会の担い手として積極的に位置づけるとともに、高齢者が長年培ってきた知識や経験、技能、意欲などのシニアパワーを生かし、自治会などの地域活動や社会福祉に関する活動、次世代を担う子どもとの交流活動、自然・環境保護に関する活動など様々な社会活動において現役として活躍してもらうことが必要である。

また、高齢者の社会参加を促進するためには、シニアパワーを生かし、地域社会に貢献できる多様な活躍の場づくりを進めるとともに、高齢者の社会参加に対する意欲を高めるための機運の醸成はもとより、高齢者の社会参加に対する県民全体の理解が必要である。

このため、NPO等、県民との協働によるシニアパワーを活用した高齢者の社会参加のための新たな仕組みづくりや高齢者の活躍の場づくりを進めるとともに、高齢者の社会参加の重要性について県民に対し情報発信や啓発に取り組むほか、高齢者自身が、介護保険法に基づく地域支援事業における介護予防・生活支援サービスの担い手となるなど、地域を支える一員として幅広く活躍できるよう高齢者の活動を支援する。

また、地域社会における高齢者の自主的な社会参加活動団体として「老人クラブ」が重要な位置を占めていることから、引き続き健康づくり活動、友愛活動、社会奉仕活動等を支援するとともに、若手高齢者や女性による新たな発想を活動に反映させるなど老人クラブの魅力向上・活性化を図る。

あわせて、高齢者が自主的に取り組むスポーツ・文化イベントの開催を支援するとともに、地域における活動を通じた仲間づくりやリーダーの養成を進め、高齢者の生きがいのづくり、健康づくりや社会参加活動を促進するほか、文化伝承活動等による高齢者と青少年の世代間交流を促進する。

さらに、長年培ってきた知恵や経験、技能等を持つ高齢者は、地域経済の活力を維持していくための貴重な担い手であることから、シルバー人材センター等を通じて高齢者の就労機会を確保するなど、高齢者がそれぞれの状況に応じた積極的な社会参加が可能となるよう社会環境の条件整備に努める。

② 高齢者の保健対策

高齢者が健康で生き生きとした生活を送るためには、疾病、特に生活習慣病を予防することにより、寝たきりなどの介護を要する状態になることを防ぎ、健康寿命の延伸を図ることが重要である。

高齢者における疾病を予防するために、壮年期からの一次予防対策として市町村による健康教育や健康相談等の充実による生活習慣改善の取組を支援するほか、社会環境の整備やライフコースアプローチ（人の生涯を経時的に捉えた健康づくり）が必要であるため、県民参加のもと「健康みやざき行動計画21（第3次）」に基づいた取組を推進する。

また、高齢者が脳卒中などを発症し、介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で生き生きとした生活ができるよう保健・医療・福祉等の関係機関の連携による地域リ

ハビリテーション支援体制の充実・強化を図る。

③ 要介護・要支援高齢者対策

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の取組を推進し、在宅の高齢者が十分な居宅サービスを受けられるようサービスの基盤整備を図る。

また、地域住民主体による介護予防のための通いの場や生活支援等の取組を推進するとともに、地域包括ケアシステムの中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を図り、多職種協働による自立支援型の個別地域ケア会議の実施を支援する。

施設対策については、宮崎県高齢者保健福祉計画に基づき、居宅では介護の困難な重度の要介護者の増加や高齢者のニーズが多様化している実態を踏まえ、各市町村計画を基に、地域の実情に応じた施設サービスの計画的な整備・充実に努める。

④ 障がい者福祉

障がい者に対する県民の理解を深めるとともに、人にやさしい福祉のまちづくりの推進、就労の場の確保等生活環境の条件整備を図り、障がい者の自立と社会参加を促進する。

また、福祉・保健・医療・教育・労働分野が連携し、ライフステージに応じ、一貫した支援体制の強化に取り組むとともに、障がいの特性に応じた障がい福祉サービスや福祉保健医療サービスの充実に努める。

第8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

過疎地域の医療需要は、高齢化等に伴い増大・多様化すると見込まれるが、過疎地域においては、非過疎地域に比べ新たな医師や医療施設の確保等は困難な状況にあり、広域的な医療圏域のもとで機能を分担しながら医療の確保を図っていく必要がある。

このため、宮崎大学や県医師会、市町村等と連携を図りながら医師の確保、養成に努めるとともに、市町村による保健活動の強化や巡回診療の計画的実施及び患者搬送体制の確立に努める。

(2) 医師の養成・確保

過疎地域の医療の現場を支える医師を確保するため、自治医科大学卒業医師の計画的な配置や医学生に対するへき地公立病院等での臨床実習体験に取り組むとともに、「医師修学資金貸与制度」等の積極的な活用を図る。

また、関係市町村と一体となった取組として、県と関係市町村で設立した「医師確保対策推進協議会」において、へき地公立病院等の求人情報等の全国への発信や、県外からの医師招へい等の医師確保事業を実施する。さらに、キャリア形成プログラムの運用により対象医師を医師少数区域等に派遣するなど、県や市町村、宮崎大学、県医師会等の関係機関が連携しながら、医師不足及び医師の地域偏在の是正に努めるとともに、医師の勤務環境の整備を進めることにより、過疎地域の医療も含め、本県の地域医療を担う医師の養成・確保に積極的に取り組む。

(3) 医療の効率的・効果的な提供

新たな医師や医療施設の確保が厳しい過疎地域において、医療を効率的・効果的に提供するため、市町村等が実施する巡回診療等に対し支援を行う。

また、防災救急への有効活用やドクターヘリの運航支援など、関係機関と連携を図りながら過疎地域における救急医療の確保に取り組む。

第9 教育の振興

(1) 教育振興の方針

学校教育においては、児童生徒数が減少し、学校規模も小規模化しているが、過疎地域の持続的発展のためには、教育水準を維持向上させることが重要である。

このため、学校施設・設備の整備、遠距離通学への支援、教職員の適正配置と資質の向上等に努めるとともに、時代の流れに対応した教育内容の充実や指導方法の改善を図る。

また、社会教育、生涯スポーツ推進の観点から住民ニーズを踏まえながら施設の整備に努め、学校教育と社会教育の連携に配慮しながら社会教育・社会体育指導者の育成等指導体制の充実を図る。

(2) 公立小・中学校等教育施設の整備

① 学校規模の適正化

児童生徒の発達段階や地域の特性を考慮しながら、教育水準の維持向上を図るため、教育効果、学校のもつ地域的意義、地域住民等の意向等を総合的に勘案して、学校規模の適正化について必要に応じて助言を行う。

② 学校の施設・設備の整備

安全で快適な教育環境の整備充実のため、校舎、屋内運動場、教職員住宅、寄宿舎等の整備を、児童生徒数の動向や地域の特性等を踏まえながら計画的に促進するとともに、ICT教育に対応した教育機器等の導入を促進する。

なお、施設・設備の整備に当たっては、教育方法の多様化への対応を図るとともに、福祉や環境の視点も考慮して、児童生徒の学習の場や生活の場としてふさわしい、ゆとりと潤いのある施設づくりを促進する。

さらに、学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすため、学校施設の耐震化を早急に図る。

また、学校は地域の拠点施設であることから、地域住民の学習、文化及びスポーツ・レクリエーション活動の場としての活用にも配慮しながら、学校施設整備を促進する。

さらに、廃校となった施設についても、社会教育・福祉施設や交流施設等として整備し、積極的な活用を促進する。

③ 奨学金制度等の充実

過疎地域における高等学校等進学促進と家庭の経済的負担の軽減を図るため、へき地出身の高校生等を対象とした生徒寮や奨学金制度を今後とも堅持する。

(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

① 公民館の活用

住民の教養の向上、健康や社会福祉の増進を図るために、住民の学習ニーズに対応した各種の講座を開催するとともに、講座内容等について、SNSや専用ホームページの活用も含めた情報提供を推進する。また、施設や人材の不足などにより開催することが困難な講座については、近隣自治体の開催する講座を利用したり、オンデマンド等のコン

テントを利用したりするなど、多様化・高度化した住民の学習ニーズに柔軟に対応する。

② 体育施設の整備と活用

県民それぞれが置かれた状況に応じてスポーツを楽しむことができるよう、スポーツを通じた健康・体力・生きがいをづくりを行う環境整備に努める。

また、施設の有効活用に柔軟に対応しながら共生社会の実現を目指す。

- ・住民が気軽に参加できるスポーツ事業の推進
- ・地域でのスポーツ活動に関わる指導者の育成
- ・利用者のニーズに応じたスポーツ施設の有効活用

③ 図書館の整備と活用

多様化・高度化した学習・情報・娯楽等のニーズに応えるため、地域住民の生涯学習を支援する中核施設として、公立図書館及び公立公民館図書室の計画的な整備や資料の充実を図る。

また、県立図書館への電子図書館の導入や、県立図書館の本 お取り寄せサービス（マイラインサービス）による全県的な図書の貸出により、県立図書館から離れた地域でも、読書環境の充実を図る。さらに、各施設間の相互貸借を推進し、効率的な配送システムの構築に努める。

このほか、へき地における児童生徒及び地域住民への読書普及活動を通して地域文化の向上とへき地教育の振興を図るため、県立図書館による地域の図書館等への配本等を継続して実施する。

第10 集落の整備

(1) 集落整備の方針

過疎地域が持続的に発展していくためには、その基本的単位である集落の維持・活性化の促進が必要である。集落の維持・活性化に当たっては、住民自身が集落の現状と課題をしっかりと把握し、将来人口の見通しや地域課題を踏まえた話し合い等を行い、住民が主体的に集落づくりに取り組むことが重要である。

このため、本県では、地域や市町村等と連携しながら、「宮崎ひなた生活圏づくり」の推進などにより、集落の維持・活性化を図ることとする。

(2) 集落の維持・活性化

「ひなたまちづくり応援シート」(※)等を活用して、将来人口の見通しや集落の現状を把握し、地域の将来像や今後の課題の共有と合意形成を図る話し合いの実施を市町村と連携して促進するとともに、地域の課題解決に向けた取組の開始や地域運営組織等の形成等を市町村とともに支援し、多様な主体の参加と協働を促進する。さらに、集落支援員等を活用した集落対策の推進について、市町村と連携を図りながら取り組む。

また、基幹的集落を中心として、周辺集落・小規模集落との間を交通や物流のネットワークで繋ぐことにより、集落同士が相互に連携・補完し合いながら、日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保し、将来にわたって住み慣れた地域に住み続けることのできる仕組みづくりを促進する。

このほか、先進的な取組の情報共有等を通じて、集落の取組の活性化を図るとともに、地域内外からの地域活動ボランティアの活用などにより、人口減少や高齢化等により難しくなった単独での集落活動を支援しつつ、都市住民との交流を促進する。

※ ひなたまちづくり応援シート：住民による地域の将来像や課題に関する話し合いを促進するため、県中山間・地域政策課が作成した各地域の将来推計人口等をわかりやすく提示するツール。

第11 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

地域固有の文化資源の価値を見つめ直し、現在の生活の中で継承し発展させていくことや、文化活動の活性化と交流により新しい地域文化の創造を推進していくことが、個性的で魅力ある地域づくりをさらに進展させることとなり、このことが過疎化に歯止めをかける大きな要因の一つとなりうる。

このため、文化施設における事業の充実や芸術文化の鑑賞・発表機会の拡充など文化活動を促進するための環境整備を図る。また、過疎地域に多く残されている文化財等の保存と活用を促進するとともに、情報発信に取り組み、これらを自ら守ろうとする機運を醸成することにより、ふるさとの魅力ある文化として地域づくりや観光振興に役立てていく。

① 文化芸術活動の促進

過疎地域において県内外の優れた舞台公演や芸術作品を鑑賞する機会を拡充するとともに、文化施設や文化団体等を通して、住民が文化活動に参加する機会を積極的に提供することにより、多彩な文化活動の促進を図る。

また、各地域の個性を活かした多様な文化活動の交流を進めることにより、人や情報等の様々な交流を呼び起こし、新たな文化の創造を目指す。

② 地域文化の保存・継承と活用

後継者育成や環境整備への支援等により、地域住民及び児童生徒による民俗芸能等の保存・継承を進め、郷土への関心を高めながら地域の文化的資源として活用を促進するとともに、集落に引き継がれている文化的資源について、インターネットを通じた情報提供や学習機会の充実を図る。また、西都原古墳群などの世界文化遺産や神楽のユネスコ無形文化遺産の登録を目指した取組を推進する。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備

文化施設については、時代の変化に対応した基盤整備や改修・修繕を行うとともに、地域の文化活動や交流の拠点及び文化に関する情報発信拠点としての機能の充実を図る。また、文化事業を効率的・効果的に行うため、文化施設等相互の連携やネットワークの充実強化に努める。

また、各施設を中心に過疎地域における歴史資料、民俗資料、考古資料等の収集・保存に努め、地域ならではの魅力ある資源として活用を図る。

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギー利用推進の方針

過疎地域の持続的発展のためには、エネルギーの安定供給の確保、環境負荷の軽減、地域内の経済循環が重要であることから、景観や自然環境に配慮しつつ、地域と共生した再生可能エネルギー設備の導入を推進する。

(2) 再生可能エネルギー利用推進のための対策

再生可能エネルギーの利活用に関するセミナーの開催や、地域で開催される研修会等への環境保全アドバイザーの派遣等により、再生可能エネルギーの導入に対する県民・事業者の機運を醸成する。また、再生可能エネルギーの導入を検討する市町村や事業所に対して、アドバイザーを派遣し、指導・助言を行うことにより導入を促進する。

木質バイオマス発電については、施設の適切な規模や配置等について、助言や情報提供を行うとともに、原料となるペレットやチップ等の安定的な供給を目指す。また、農業用水利施設等を活用した小水力発電については、発電可能箇所の公表を通じて事業の参入を促すとともに、支援制度や開発事例等の情報を提供し、導入を促進する。

このほか、太陽光発電、風力発電等、その他の再生可能エネルギーについても、市町村と連携し、地域の実情に応じた景観への配慮を求めながら導入を促進する。

宮崎県過疎地域持続的発展方針

(令和8年度～令和12年度)

発行 宮崎県総合政策部中山間・地域政策課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

T E L 0985-26-7036

F A X 0985-26-7353

E-mail chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp